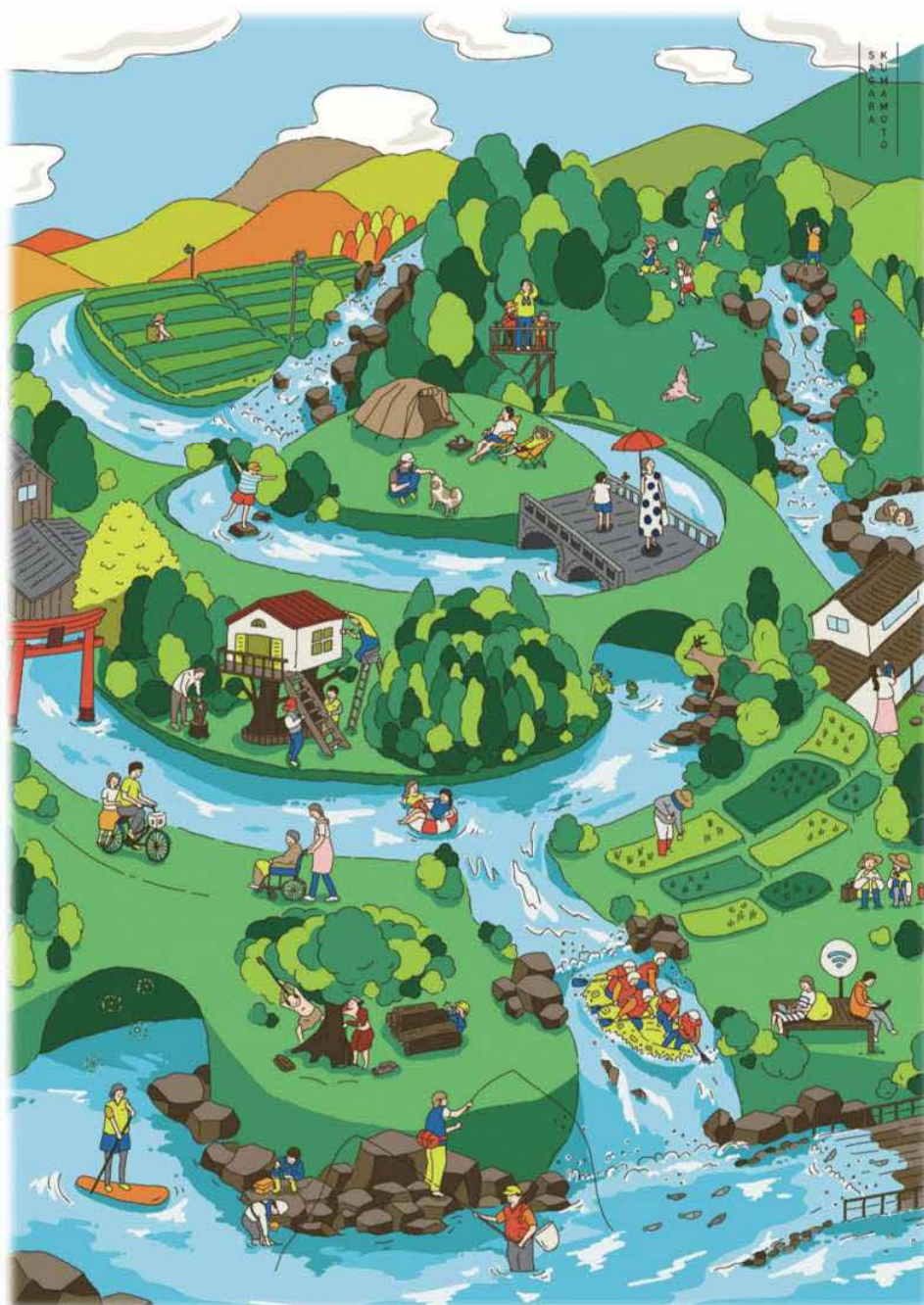


相良村復興むらづくり計画



令和 4 年 3 月
熊本県相良村

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 計画の前提条件	1
1-2 令和2年7月豪雨の概要	3
第2章 上位・関連計画の整理	11
(1) 第6次相良村総合計画	11
(2) 第2期相良村総合戦略	12
(3) 相良村復興計画	12
(4) 地域防災計画	14
(5) 球磨川水系流域治水プロジェクト	14
第3章 復旧・復興に向けた方向性	16
3-1 災害発生時及び災害発生後の課題（地区別住民懇談会）	16
3-2 豪雨災害により顕在化した問題点と課題	45
3-3 復旧・復興に向けた方向性	51
第4章 事業計画	53
I. 避難・応急対策活動を支える拠点の整備	
4-1 安全・安心な避難所・避難地の確保、防災力の強化	53
4-2 備蓄倉庫の整備、備蓄体制の整備	57
4-3 防災・災害対策における男女共同参画の推進	58
4-4 支援物資の受入・輸送体制の整備	59
II. 避難・応急対策活動を支える避難路の整備	
4-5 安全・安心な避難路の確保	60
4-6 避難路ネットワークの確保・避難路の多重化	61
III. 重点地区における事業計画	
4-7 全体現況図	62
4-8 地区別事業計画	63
IV. 住まい・コミュニティの再建	
4-9 建設型仮設住宅の活用及び買取型災害公営住宅の整備	71
4-10 安心安全な居住地の確保	72
4-11 自主防災組織に対する更なる活動支援	73
V. 相良村の魅力を活かした地域活性化の推進	
4-12 川辺川魅力創造事業による新たな交流拠点の整備	77
4-13 地域活性化の基盤強化となる「さがらムーブ」プロジェクトの推進	78
4-14 事業スケジュール	79
第5章 計画の実現・推進に向けて	80
5-1 推進体制の構築	80
5-2 計画の進行管理	81
5-3 復旧・復興に向けた各種財源の確保	81
5-4 次なる災害に備えた事前準備の取組み	82

第1章 はじめに

1-1 計画の前提条件

(1) 計画の目的

令和2年(2020年)7月3日から8日にかけて、日本付近に停滞した梅雨前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、日本各地で大雨となり、人的被害や物的被害が発生しました。気象庁は、顕著な災害をもたらしたこの一連の大雨について、災害の経験や教訓を後世に伝承することなどを目的として「令和2年7月豪雨」と名称を定めました。

この令和2年7月豪雨では、県内各地で河川の氾濫や土砂災害等が発生し、特に被害の大きかった八代市、人吉・球磨地域、水俣・芦北地域では、家屋の浸水や倒壊、公共土木施設、ライフラインに甚大な被害が発生しました。

人的被害は、死者が67人(うち災害関連死者2人)、行方不明者が2人、重軽傷者が50人に上りました(令和4年(2022年)3月2日時点)。

住家被害は、全壊、半壊、床上浸水など7,400棟を超え(令和4年(2022年)3月2日時点)、国道219号などの幹線道路の寸断や球磨川に架かる橋りょう10橋の流出、電気、水道、通信などライフラインの停止や、鉄道の不通など、県民の生活を支えるインフラに甚大な被害が生じました。また、道路被害が多数発生したことで、山間部の166集落で集落外へ車でアクセスできない孤立集落が発生しました。

相良村(以下「本村」という。)においては、地域住民や消防団員による声掛けが避難行動につながり人的被害は発生しなかったものの、川辺川や南部を流れる球磨川の氾濫により、村内の広範囲で浸水被害が発生し、多くの住家、道路、河川、橋りょう、電気、電話やインターネット等の生活基盤、農地・農業用施設等の生産基盤において、甚大な被害を受けました。

そこで、相良村復興むらづくり計画(以下「本計画」という。)は、令和2年7月豪雨からの早期の復旧・復興を図り、本村の復興計画に掲げる基本理念『未来につなげるむらづくり』と、それを支える3つの基本方針に基づき進める主として、防災に関連するハード・ソフト面での短期的・重点的な取組みや地域資源を活かした創造的復興の実現に向けた取組みの方向性を示すものです。

(2) 計画の位置づけ

本村では、迅速な復旧と未来を見据えた復興に向けて、住民、行政及び関係団体が認識を共有し、早期の復旧・復興の実現に向けて取り組んでいくため、本村の復旧・復興への道しるべとしての「相良村復興計画」を昨年度に策定しました。

そこで、本計画においては、復興計画に位置付けられた取組みについて、事業の必要性や実施概要等の整理・検討を行い、短期的・重点的な取組みの方向性を定めます。

なお、本計画で位置づけた取組みについては、順次、都市防災総合推進事業をはじめとした各種補助事業を活用しながら、積極的に推進していくこととします。

※「上位・関連計画の整理」については第2章に記載

(3) 計画の対象

■対象区域

対象区域は「村全域」とし、村全域の視点から防災性の向上及び創造的復興の実現に必要な取組みを整理します。

■対象期間

対象期間は、「相良村復興計画」において『復旧・再生期』とする令和6年度までとし、この期間中に実施予定の短期的施策を整理します。ただし、合意形成やコスト等の面から中長期的な対応が必要となるものについては、令和7年度以降の『創造期』も含めて整理します。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10～	
相良村復興計画	<復旧・再生期> (インフラの復旧、応急仮設住宅の解消、住宅や都市基盤の再建・整備等) <創造期> (復旧したインフラや生活基盤等をもとに地域の活力を向上)									
本計画										

〔図〕 相良村復興むらづくり計画における計画期間

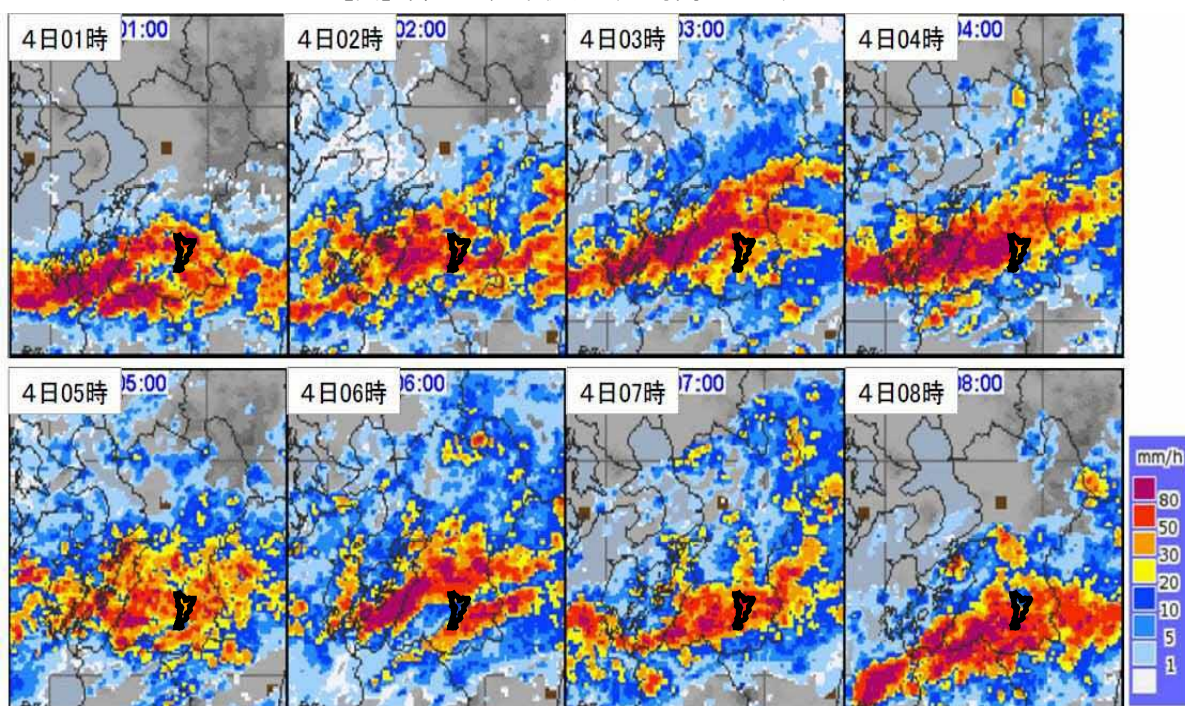
1－2 令和2年7月豪雨の概要

(1) 気象の概要

令和2年7月3日から8日にかけて梅雨前線が停滞し、温かく湿った空気が継続して流れ込み、西日本から東日本の広範囲で大雨となりました。特に九州では非常に激しい雨となり河川の氾濫が相次ぎ、土砂災害や浸水等により人的被害や物的被害が発生しました。

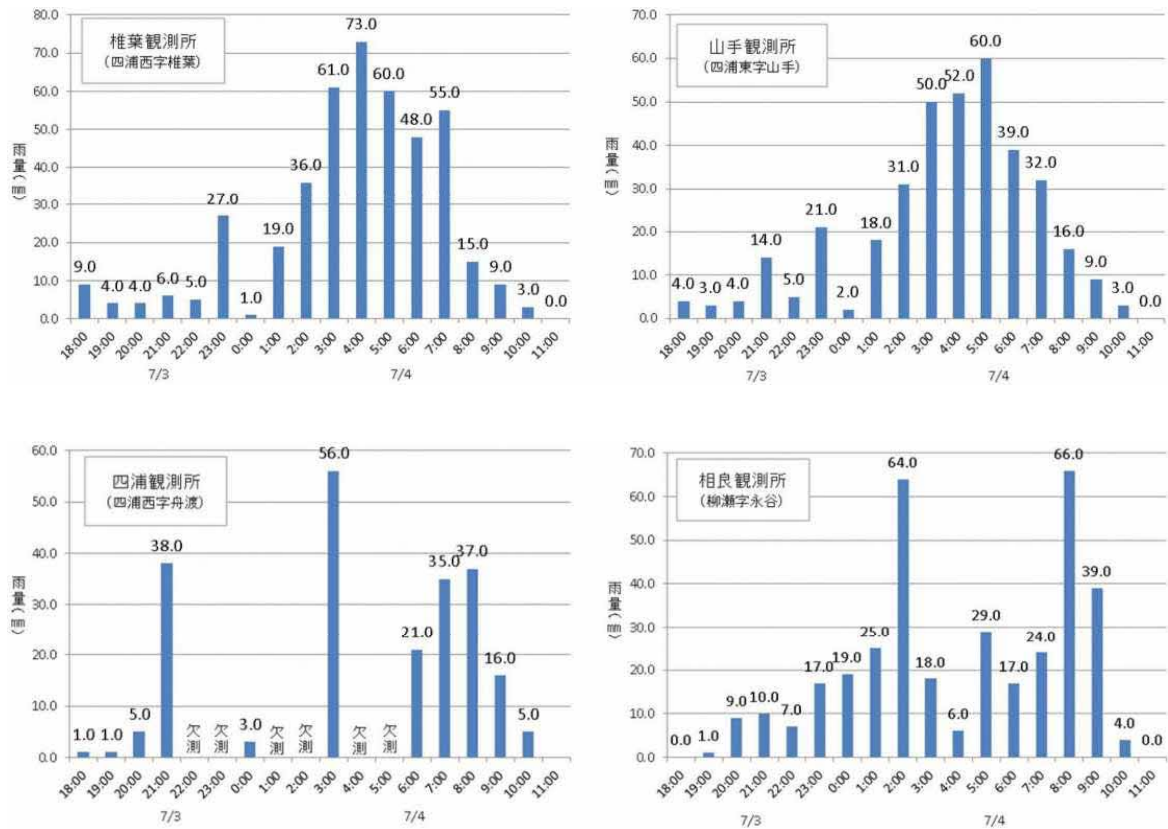
球磨川流域では線状降水帯が形成され、時間雨量 30mm を超える激しい雨が、7月4日未明から朝にかけて、8時間にわたって連続して降り続けました。本村においても、7月3日午前5時から7月6日午前5時までの連続降雨量が相良観測所で 507 mm と記録的な大雨となりました。

〔図〕 降水量分布状況（1時間当たり）



出典：球磨川豪雨検証委員会（「熊本地方気象台 災害時気象資料」より抜粋及び一部加筆）資料

〔図〕 降雨量



出典：国土交通省水文水質データベースより

(2) 当時の対応状況

●令和2年7月3日(金)

日時	内 容
21:39	・大雨警報 発令
22:52	・洪水警報 発令
23:55	・土砂災害警戒情報 発令 ・災害対策本部設置
23:56	・避難準備・高齢者等避難開始 発令【警戒レベル3】村内全域(1,624世帯、4,305人)、告知放送及びエリアメールにより住民へ周知

●令和2年7月4日(土)

日時	内 容
0:00	・避難所開設(総合体育館、林業総合センター)、告知放送及びエリアメールにより住民へ周知
0:30	・避難勧告 発令【警戒レベル4】村内全域(1,624世帯、4,305人)、

	告知放送及びエリアメールにより住民へ周知 ※勧告理由：土砂災害警戒のため
4：20	・河川水量 四浦観測所で氾濫注意水位 5.50m を超える 5.82m を観測
4：50	・熊本県に特別警報 発令
4：55	・避難指示（緊急） 発令【警戒レベル5】村内全域（1,624世帯、4,305人）、告知放送及びエリアメールにより住民へ周知 ※勧告理由：洪水警戒のため
5：00	・降り始めからの雨量 （椎葉：353mm 県山手：324mm 県四浦：361mm 相良：252mm） （五木村 出る羽：299mm 平沢津：245mm） ・河川水量（7/4 5：00 現在） （四浦：8.10m↑ 川辺：4.30m↑ 柳瀬 6.08m↑） 水防待機（4.50m） （3.39m） （5.00m） 氾濫注意（5.50m） （3.82m） （6.00m） 避難判断（ - ） （3.82m） （6.00m） ・村道永江瀬馳線通行止め、国道445号（上下坂）通行止め、村道前田松馬場線通行止め、村道大曲線通行止め、村道椎葉線通行止め（告知放送により住民へ周知）
5：08	・蜻の木冠水による農道通行止め（告知放送により住民へ周知）
5：25	・消防団員全分団出動（危険個所の巡視、避難が必要と思われる方に避難の呼びかけ）告知放送により消防団員へ周知
5：30	・村道上三石井沢線通行止め、木綿橋通行止め（告知放送により住民へ周知）
6：00	・権現橋通行止め、村道出口線通行止め（告知放送により住民へ周知）
6：20	・第1回災害対策本部会議
10：00	・降り始めからの雨量 （椎葉：483mm 県山手：425mm 県四浦：471mm 相良：402mm） （五木村 出る羽：403mm 平沢津：321mm） ・河川水量（7/4 10：00 現在） （四浦：8.46m↓ 川辺：4.77m↓ 柳瀬 7.48m↓） 水防待機（4.50m） （3.39m） （5.00m） 氾濫注意（5.50m） （3.82m） （6.00m） 避難判断（ - ） （3.82m） （6.00m）
10：20	・県へ自衛隊派遣要請
11：50	・大雨特別警報 解除、大雨警報 発令
15：00	・第2回災害対策本部会議

出典：相良村総務課資料

(3) 被害状況

■公共インフラ等の被害状況

村道は、村内 22 路線（56 箇所）で路肩崩壊等の被害があり、多くの箇所で通行止めが発生しました。河川は 7 河川（14 箇所）、橋りょうは 2 橋、林道は 7 路線（59 箇所）で被害があり、復旧工事を進めているところです。

〔写真〕 公共インフラ等の被害



村道中尾線



村道牛駄場山手線



村道大曲線



村道永江瀬馳線



六藤谷川



新村橋



林道晴山線



林道相良五木線

■建物被害

建物は、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊等、住家 183 棟、住家以外（倉庫等）220 棟、計 403 棟の被害がありました。全壊、大規模半壊の住家は川辺川、球磨川沿川の浸水区域内に集中しており、浸水深では3m近く到達した箇所もありました。



〔図〕建物被害状況及び浸水区域（実績）

■農地等の被害状況

本村の重要な生産基盤である農地は、田畑合わせて約1,100箇所（約110ha）、用水路や農道等は442箇所において被害を受けました。

〔写真〕 農地等被害箇所と被災状況



(3) 避難状況

令和2年7月豪雨時には、村指定避難所として相良村総合体育館と林業総合センターを開設し、また、地域の自主避難所として地域集会施設等の6箇所が開放されました。

なお、避難者が全て退所されたこと等に伴い、令和2年8月25日をもって、避難所は全て閉鎖となりました。

[表] 被災時の避難所の状況

指定避難所	想定収容人数	最大避難者数	
		日付	
■ 村開設避難所			
相良村総合体育館	1, 000 人	190 人	令和 2 年 7 月 4 日午前
林業総合センター	300 人	46 人	令和 2 年 7 月 7 日午後
■ 自主避難所			
上四浦集落センター	300 人	9 人	令和 2 年 7 月 11 日午後
大谷公民館	—	11 人	令和 2 年 7 月 11 日午前
十島集会場	—	25 人	令和 2 年 7 月 5 日午前
新村前田構造改善センター	—	28 人	令和 2 年 7 月 4 日午前
境田構造改善センター	—	9 人	令和 2 年 7 月 4 日午前 令和 2 年 7 月 9 日午前
夜狩尾生活改善センター	—	11 人	令和 2 年 7 月 24 日午前
全体	—	249 人	令和 2 年 7 月 4 日午前



[写真] 相良村総合体育館



[写真] 林業総合センター

(4) 応急仮設住宅の供与（支援）

住宅に半壊以上の罹災判定を受けた被災者が安心して居住できるよう、あたたかみのある木造による住宅の早期整備を進めました。熊本地震で採用したゆとりのある住棟配置、県産木材や畳表の使用、鉄筋コンクリートの基礎、高い断熱仕様等を継承したうえで、被災者のストレスをより和らげるため、雨音を防止する「瓦屋根の採用」、「洗濯機置き場の室内化」、「玄関の段差解消」の改良が加えられています。

なお、本村における支援状況は次表のとおりです。

〔表〕被災者への支援状況

区分		計
建設型仮設住宅		
	松葉仮設団地（令和2年8月22日入居開始）	16戸
	運動公園仮設団地（令和2年9月12日入居開始）	8戸
賃貸型仮設住宅（みなし仮設住宅）		6世帯
村有住宅		2戸

※賃貸型仮設住宅の世帯数及び村有住宅の戸数は最大時のもの

〔写真〕建設型仮設住宅



松葉仮設団地

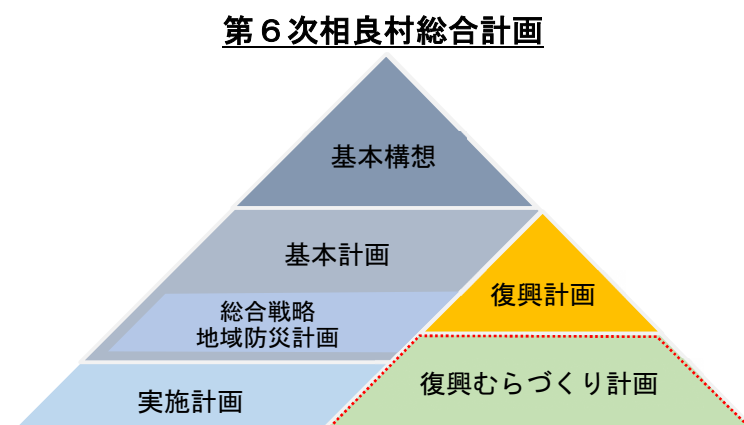


運動公園仮設団地

第2章 上位・関連計画の整理

本村では、災害を経験して得た教訓を活かし、単なる復旧にとどまらず、『創造的復興』を成し遂げ、村政運営の最上位計画である「第6次相良村総合計画」や「相良村総合戦略」、「過疎地域持続的発展計画」等の長期計画との整合性を図りながら、未来へつなげる計画として、「相良村復興計画」を令和3年3月に策定しています。

そこで、本計画では、「相良村復興計画」で掲げた復興に向けた主要な施策について、より具体的な考え方を整理する役割を担うものとして取りまとめます。



〔図〕 相良村復興むらづくり計画の位置づけ

（1）第6次相良村総合計画（令和元年度～令和10年度）

■コンセプト

第6次相良村総合計画は「10年後への贈り物となる総合計画」をコンセプトに策定し、「10年後の相良村のために何を残すか」、「村に暮らす人たちが「相良村に住み続けたい」と思う」、「相良村に住んでいない人が「相良村に住みたい」と思う」、そんな魅力的で、村民が活躍し、活気ある村をつくっていき、さらに10年後村で活躍する人々のために、これからの10年間で贈り物となり、相良村の住民がいつまでも楽しく、輝ける、持続可能な村づくりを、みんなで実現していくことを目指します。

■村の将来像

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①ブランド力のある村 | ④安心・安全な生活を支える村 |
| ②川辺川の魅力が広がる村 | ⑤高齢者がいつまでも現役の村 |
| ③子どもの未来を地域で育てる村 | ⑥豊かさが循環する村 |

(2) 第2期相良村総合戦略（令和2年度～令和6年度）

■基本目標

第2期相良村総合戦略は、平成27年に策定した「第1期相良村総合戦略」の成果と課題を検証し、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則を踏まえ、未だ是正されない東京一極集中と、人口減少問題への対応、成長力の確保に資する施策の展開を村の実情に応じて実施し、本村におけるまち・ひと・しごとの創生を図るため、第6次相良村総合計画を踏まえ、国の目標を鑑みながら、第1期同様に4つの基本目標を設定し、継続した切れ目のない施策を行い、総合的・体系的に施策の展開を図ります。

- | | |
|-------|------------------------|
| 基本目標1 | 安定した雇用を創出する |
| 基本目標2 | 新たな人の流れをつくる |
| 基本目標3 | 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる |
| 基本目標4 | 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る |

(3) 相良村復興計画（令和2年度～令和6年度）

■策定の目的

今回の未曾有の大災害から1日も早く元の平穏な生活と自然豊かな美しい本来の相良村の姿を取り戻し、将来世代に渡って安心して暮らせるむらづくりを進めていくためには、村民・地域・行政等が話し合い等を通じて課題を共有し、一丸となり復旧・復興に取り組んでいく必要があります。

そこで、復興計画は、今後取り組むべき復旧・復興施策を体系的にまとめ、復旧・復興に段階的かつ着実に取り組んでいくために策定しました。

■復興の基本理念・基本方針

相良村復興計画の基本理念は、「第6次相良村総合計画」のコンセプトを踏まえ、『未来につなげるむらづくり』を掲げます。

そして、この基本理念を支える3つの基本方針を、以下のとおり定めます。この3つの基本方針に基づき、村民に寄り添い、1日も早い復旧と将来世代に渡って安心して暮らせるむらづくりを進めます。

相良村復興計画の基本理念

未来につなげるむらづくり

基本方針1 安心安全なすまいの確保

基本方針2 災害に強いむらづくり

基本方針3 地域産業の再生

■復興計画の方向性（施策の体系）

基本方針	施策	主な取組み
1 安心安全な すまいの 確保	【施策１】 安心して暮らせる 住環境の整備	ア 生活基盤の早期復旧
		イ すまいの再建支援
		ウ 災害公営住宅等の確保
		エ 安心安全な居住地の確保
		オ 交通手段（公共交通機関）の確保
		カ 暮らしに関する総合的な支援
	【施策２】 地域コミュニティ等の 維持・再生	ア 地域コミュニティ支援
		イ 地域資源等の再生・保全
2 災害に強い むらづくり	【施策１】 防災・減災のための 基盤整備	ア 再度災害の防止対策（治水対策等による浸水被害の軽減）
		イ 砂防・治山の安全対策
		ウ 既存施設の安全性の検証
	【施策２】 地域防災力の向上	ア 地域防災計画の見直し等
		イ 防災組織の育成・強化
		ウ ハザードマップ等の見直し
		エ 避難場所等の検討及び見直し
		オ 防災意識の維持・向上
		カ 消防施設の復旧・整備
3 地域産業の 再生	【施策１】 産業基盤の早期復旧	ア 農林水産業再生に向けた基盤・施設等の早期復旧
		イ 営農・経営再開支援
	【施策２】 産業・経済の振興	ア 農業振興
		イ 林業振興
		ウ 水産業振興
		エ 観光振興（交流人口の拡大）
		オ 商工業振興

(4) 地域防災計画

地域防災計画とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 6 条（推進計画）の規定に基づき、相良村防災会議が策定する計画であり、相良村域に係る災害に関し、相良村及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、村民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

復興むらづくり計画の策定及び改定時等には同計画との整合性を図り、防災・減災に関する新たな知見や社会状況の変化が発生した場合においても、必要に応じて見直し及び改定を行います。

(5) 球磨川水系流域治水プロジェクト（令和 3 年 3 月公表）

■策定の目的

令和 2 年 7 月豪雨からの早急な地域社会の復興に向けて、国・県・球磨川流域市町村は、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめました。

＜球磨川水系流域治水プロジェクトのポイント＞

球磨川流域に生きる人々にとって、球磨川そのものが「かけがえのない財産」であり、「守るべき宝」になっていることを十分踏まえて、「命と環境の両立」を目指し、国、熊本県、市町村、企業、住民等全ての関係者が協働し、以下の取組みを実施します。

- 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

緑の流域治水を推進します（熊本県蒲島郁夫知事のコメント）

昨年7月、球磨川流域を中心に記録的な大雨が降り続き、球磨川をはじめとする河川の氾濫や土砂崩れが発生し、多くの尊い命が失われました。私は、決して取り戻すことができない命の重さを痛感し、二度とこのような被害を起こしてはならないと固く決意しました。その決意のもと、国及び流域市町村と豪雨災害の検証を行うとともに、30回にわたり、住民の皆様へ治水の方向性や復旧・復興に向けた思いを伺ってまいりました。

そして、「命と清流をともに守る」ことこそが全ての流域住民の皆様の心からの願いであると受け止め、その願いに答える唯一の答えが、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で安全・安心を実現する「緑の流域治水」であると確信しました。

そのうえで、識者の意見を踏まえ、住民の生命・財産を守り安全・安心の確実性を担保するためには、ダムを選択肢から排除することはできないと判断しました。さらにダムを貯留型ではなく流水型にすることで、地域の宝である清流への影響を最小化することができると考えました。そうした考えから、現行の貯留型の川辺川ダム計画を完全に廃止したうえで、住民の命を守り地域の宝である清流をも守る新たな流水型ダムを国に求めました。

今後、新たな流水型ダムを含めた“緑の流域治水”という新たな治水の方向性のもと、国や県、流域市町村、住民の皆様等の力を結集し、球磨川流域の「命と清流を守る」プロジェクトを全力で推進してまいります。

出典：令和2年11月19日 熊本県議会全員協議会



〔図〕「緑の流域治水」のイメージ図

出典：熊本県

第3章 復旧・復興に向けた方向性

3-1 災害発生時及び災害発生後の課題（地区別住民懇談会）

（1）復興むらづくり地区別住民懇談会

それぞれの地域の特性に応じた課題とその解決策等について整理・共有し、その内容を本計画に反映するため、村内全地区（18行政区）の住民を対象に、避難訓練と併せて地区別住民懇談会を開催しました。当日のプログラムは次のとおりです。

避難訓練及び復興むらづくり地区別住民懇談会 プログラム

【第1部】 避難訓練

- ・ 避難指示～避難開始～受付
- ・ 避難状況報告（区長から本部へ）

【第2部】 地区別住民懇談会

- ・ 避難状況報告（本部から参加者へ）
- ・ 人吉下球磨消防組合中分署による早期避難啓発プレゼン
- ・ マイタイムライン作成、防災マップ、懇談会の進め方の説明
- ・ 住民懇談会（意見交換）

▶ 避難場所、避難路、地区内危険箇所、要支援者宅等を図上確認

①第1に「自助」・・・自分の命を守る

「自分や家族の避難行動について考えてみましょう。」

- ・ 自宅や仕事をするところは安全な場所か。
- ・ 安全な避難場所はどこか。
（避難所、公民館、高い建物、高台、親戚・友人宅、広場など）
- ・ 安全な避難場所までどうやって移動するのか。
- ・ 避難場所までの道路はどこを通れば安全か。

②第2に「共助」・・・逃げ遅れゼロ（地域で命を守る）

「地域防災の課題について考えてみましょう。」

- ・ 地域内に危険な箇所はないか。（土砂崩れ、冠水、倒壊物、用水路など）
- ・ 地域内に要支援者はいるか。
（要支援者：高齢・独居・障がい者・妊産婦・乳幼児など）
- ・ 要支援者を地域でどのように支援するのか。

「話し合った内容を地図に書き込み情報共有しましょう。」

〔表〕 地区別住民懇談会参加状況

期日	場所	対象区	参加人数（人）		
			村民	消防団員	村職員
令和3年6月20日	相良村総合体育館 アリーナ	永江区	31	48	24
		中央区	43		
		新村区	30		
		十島区	23		
令和3年10月24日	林業総合センター	上四浦区	9	23	37
		中四浦区	14		
		初神区	18		
		下四浦区	40		
	川辺構造改善 センター	上川上区	13	25	
		松馬場区	21		
		上園区	7		
令和3年12月12日	相良村総合体育館 アリーナ	上川下区	12	46	32
		朝迫区	10		
		松葉区	13		
		平原区	8		
		永谷区	2		
		井沢区	5		
		並木野区	20		
計（延べ人数）			319	142	93

※協力機関：熊本県（球磨川流域復興局、球磨地域振興局）、人吉下球磨消防組合、人吉警察署



〔写真〕 避難訓練及び地区別住民懇談会



小型ポンプ積載車で避難を呼び掛ける消防団

相良村 川辺川沿いで避難訓練

被災者の声を反映へ

令和2年7月豪雨から1年を前に、相良村の避難訓練と住民懇談会が20日、川辺川沿いの被害が大きかった4行政区を対象に行われ、参加した被災者や消防団の避難に関する声を地図上に落とし込んだ。今年度に策定する「復興むらづくり計画」へ反映する。

実施したのは、川辺地区の永江、深水地区の中央、柳瀬地区の新村、十島の4行政区。いずれも川辺川の氾濫

により甚大な被害を受け、仮設団地暮らしの被災者も多い。

避難訓練では、村の避難指示が午前8時50分に防災無線で放送されたのを受け、各行政区の消防団が小型ポンプ積載車で早期避難を啓発して回った。

避難場所となった総合体育館には、永江から23世帯31人、中央から55世帯43人、新村から20世帯30人、十島から16世帯23人の合計144世帯277人が参



意見を地図上に書き込む被災者ら

合から1時間以内で避難。管轄区の消防団48人、県球磨川流域復興局や人吉警察署、人吉下球磨消防組合も参加した。

同組合の中分署が昨

年の7月豪雨の状況について、急激な浸水の上昇を受け人吉球磨で65歳以上の高齢者38人が犠牲になり、「避難までの時間を要する問題が浮き彫りになった」と報告。

「消防力の限界」を示し、自助と互助の協力なくして「公助は成り立たない可能性がある」として、早期避難などの「備え、災害は

必ず起きるという「心構え」を求めた。

その後、住民、消防団がそれぞれの行政区で集まり、地図を囲んで懇談会へ。当時の浸水や避難の状況を話し合いながら浸水や土砂崩れなどの被災箇所、避難の経路に伴う道路や新たな避難所の整備、当時の避難するきっかけ、要支援者の確認などを地図上に落とし込んでいった。

吉松啓一村長は「皆さんの出された避難に

関する整備は補助対象になる関係上、スピード感を持って取り組みたい」と話した。

地域懇談会は今後、全行政区で実施する。同計画への反映に向け、精査した参加者の意見などは村内に公表する。

〔記事〕避難訓練及び地区別住民懇談会

出典：日刊人吉新聞 2021年6月21日

(2) 地区別住民懇談会の結果、明らかになった主な課題

地区別住民懇談会の結果、令和2年7月豪雨で特に浸水被害等の大きかった地区を中心に次のような課題が明らかになりました。

■浸水により利用できなかった避難所

村内には、災害によって住居等が損壊等のため使用できなかった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置される「第1避難所」や災害の危険に伴い避難してきた人々が一定期間滞在する「指定避難所（第2・3避難所）」があります。今回の豪雨災害では、第1避難所となっている緊急に避難する身近な地区公民館等を含め、地区全体が浸水したため避難所を利用できなかったケースがありました。

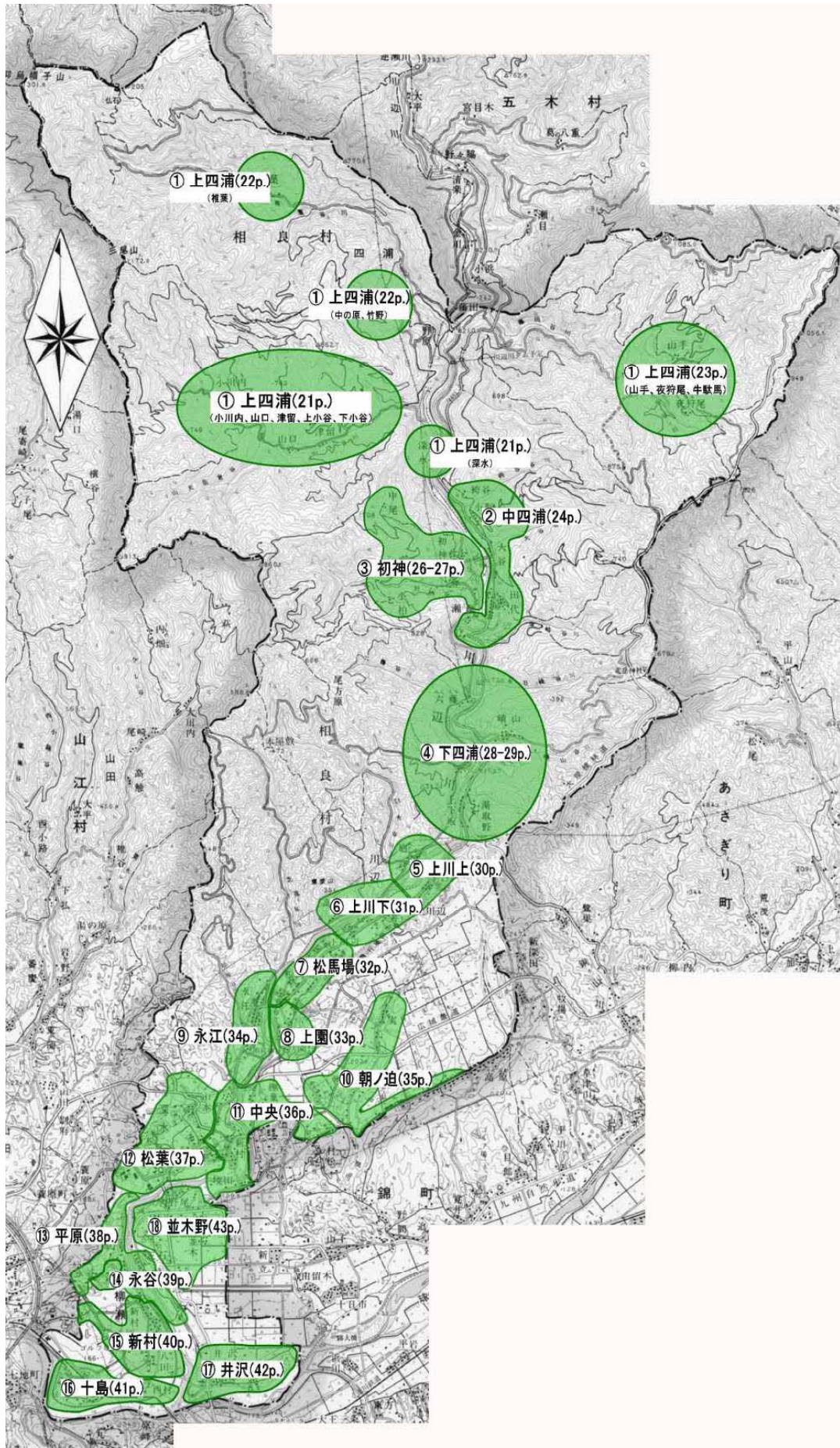
⇒ 災害リスクが少ない安心安全な場所での避難地の確保が必要

■スムーズな避難を阻害する狭く急こう配の避難路

地区全体が浸水し、道路の冠水や土砂崩れの発生により、住民が避難できなかったケースがありました。また、安心安全な浸水しない高台への避難を行うにも、高齢者が多いため自家用車での避難となるが、避難路となる道路の幅員が狭く急勾配であるため、スムーズな避難が難しい地域が多くありました。

⇒ 多様な避難手段に対応した安心安全な避難路の確保が必要

[図] 行政区集落位置図



[地区別住民懇談会の様子・主な意見等]

①上四浦区

(主な意見)

- ・大雨時に道路は、法面や路肩が崩れたり、落石や土砂崩れが発生したり危険な箇所が多いため、日ごろから側溝や舗装等の整備を行っておく必要がある。
- ・砂防や堰堤に土砂や流木が堆積したり老朽化したりしているため、点検や整備が必要である。

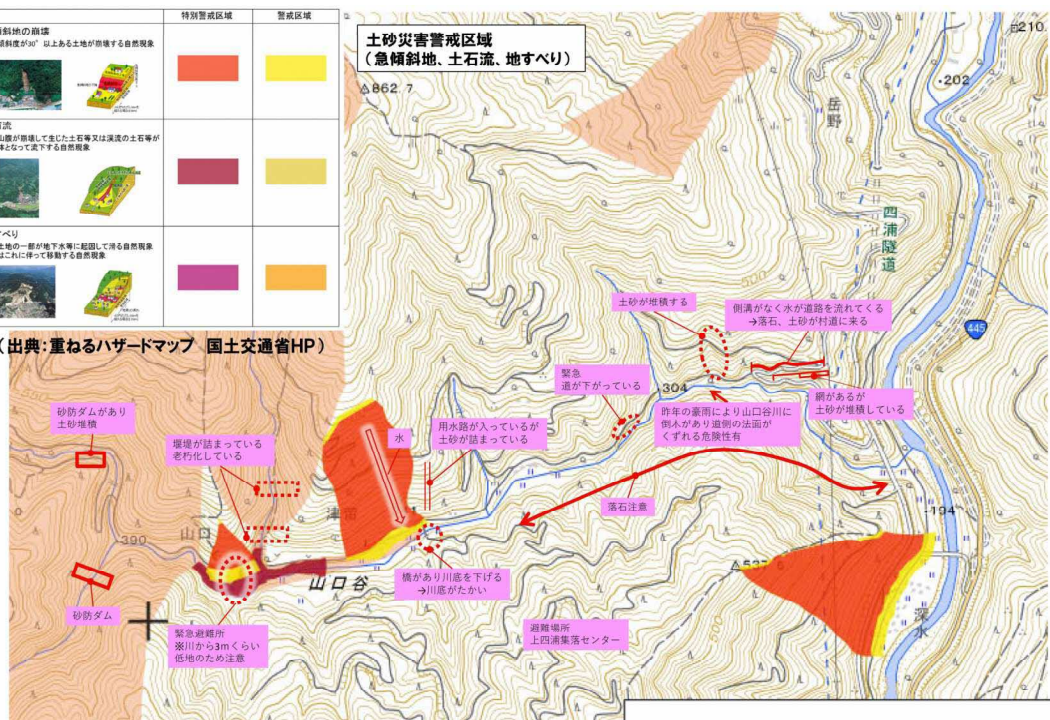
(懇談会時の様子)



(話し合い結果)

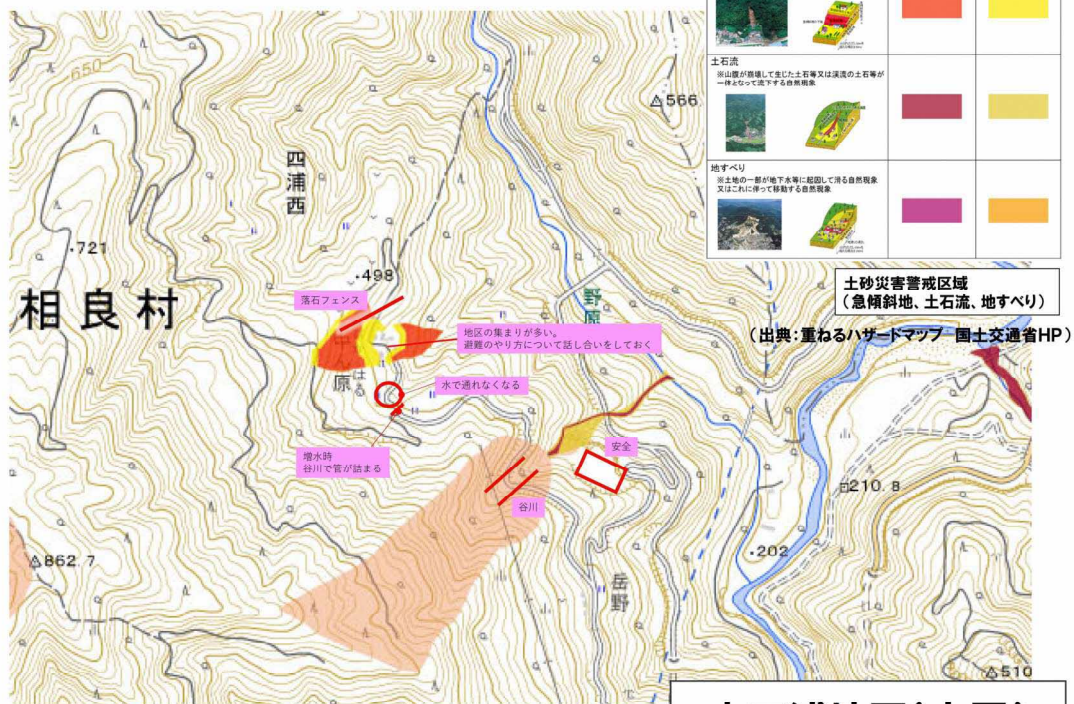
急傾斜地の崩壊 ※傾斜度が30°以上ある土地が崩壊する自然現象	特別警戒区域	警戒区域
土石流 ※山腹が崩壊して流した土砂等又は渓流の土石等が一掃となって流下する自然現象		
地すべり ※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象		

(出典:重ねるハザードマップ 国土交通省HP)



上四浦地区(山口・深水)

避難訓練及び復興むらづくり地区別住民懇談会成果

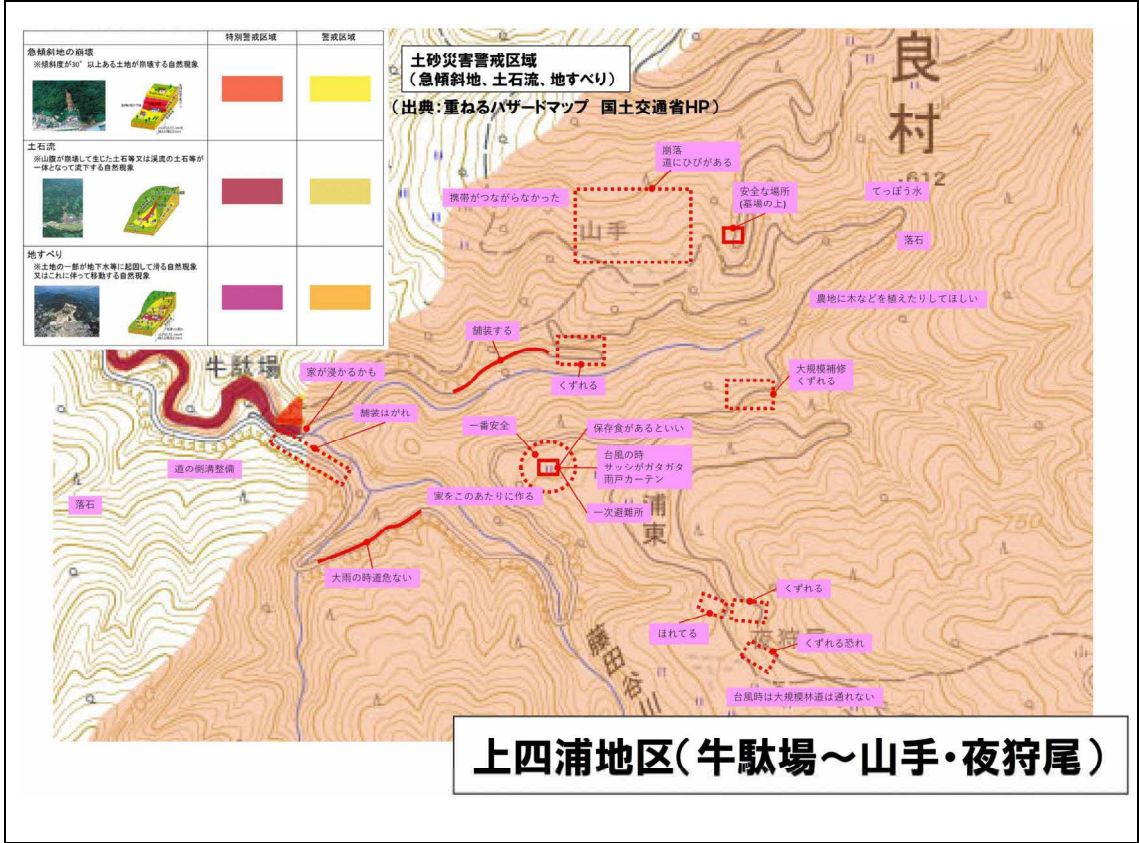


上四浦地区(中原)

避難訓練及び復興むらづくり地区別住民懇談会成果



上四浦地区(椎葉)



②中四浦区

(主な意見)

- ・ 地区全体が土砂災害と浸水の危険性があり、避難所の林業総合センターまでも遠く道路も危険な箇所があるため、避難地としては対岸の初神地区に整備した方がよい。
- ・ 道路も土砂崩れや水があふれる箇所が多くあるため、再点検し必要な箇所は整備を行う必要がある。

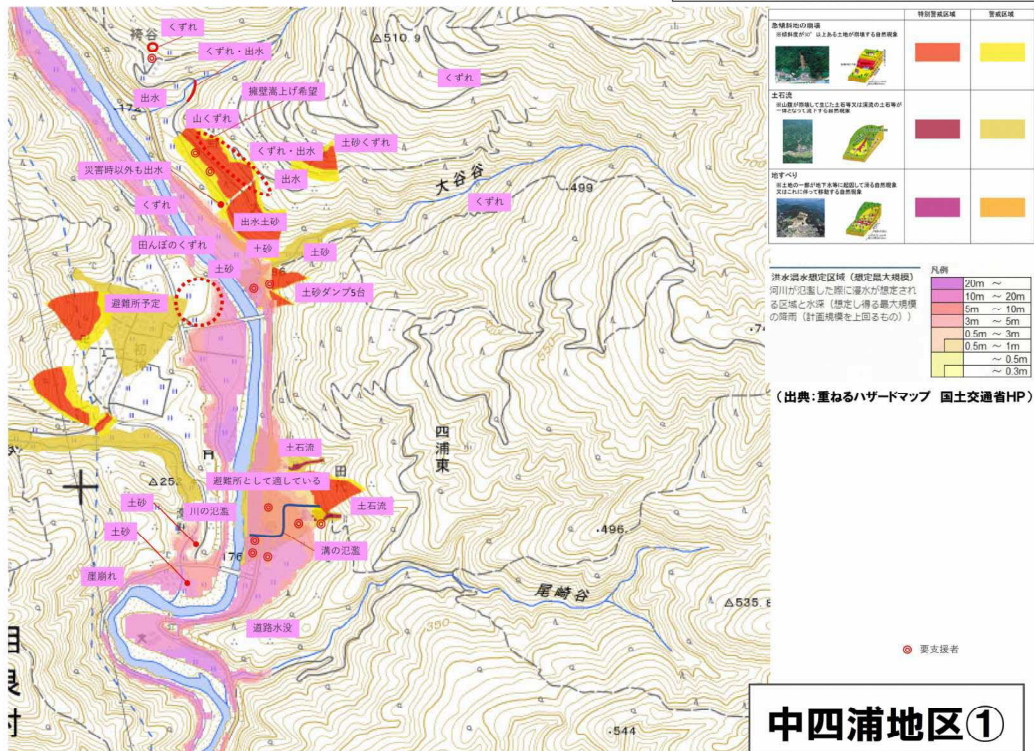
(懇談会時の様子)



(話し合い結果)

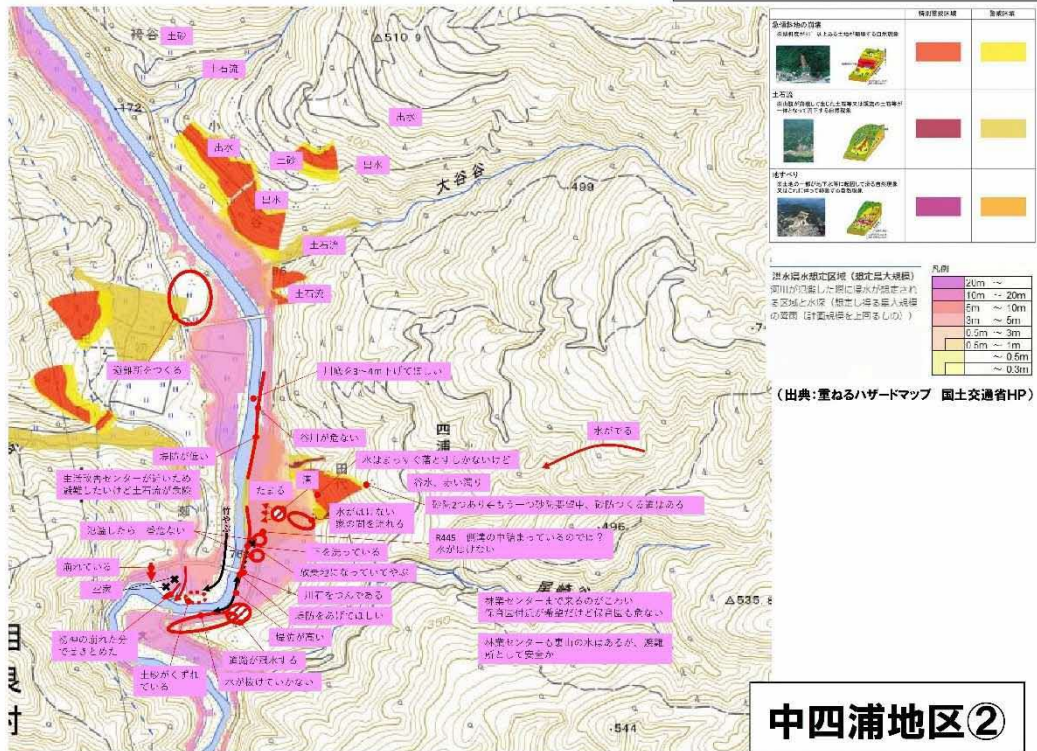
避難訓練及び復興むらづくり地区別住民懇談会成果

川辺川洪水浸水想定区域図(想定最大規模・L2)及び土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流、地すべり)



避難訓練及び復興むらづくり地区別住民懇談会成果

川辺川洪水浸水想定区域図(想定最大規模・L2)及び
土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流、地すべり)



③初神区

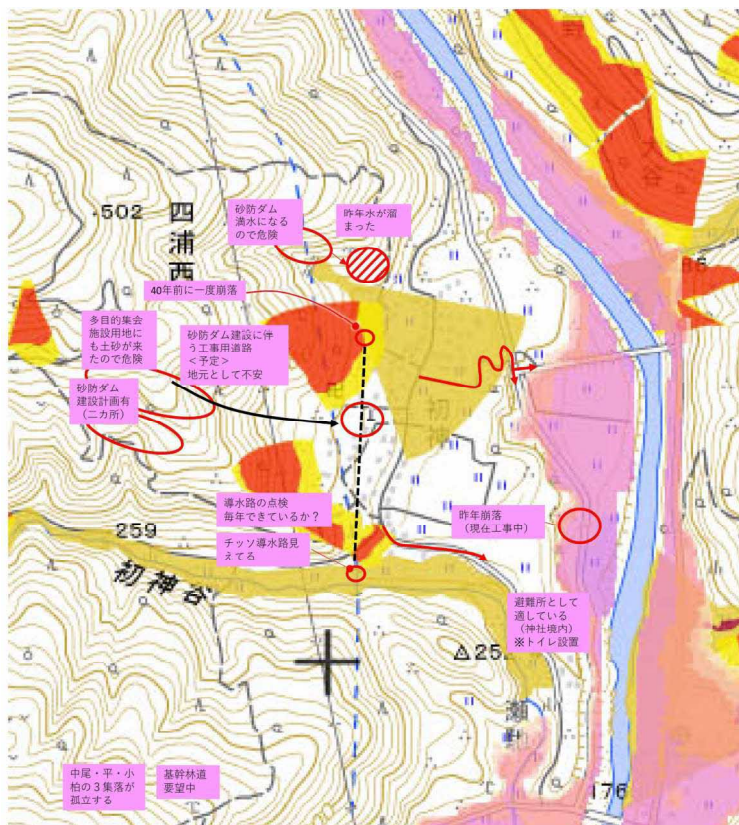
(主な意見)

- ・避難地として、初神地区多目的集会施設も土砂崩れの危険性が高いため、災害リスクの少ない場所に新たに避難地を整備した方がよい。
- ・避難路として利用できる道路（狭くて危険）が少ないため、基幹林道を開設して避難路としても利用できるようにしてほしい。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



急傾斜地の崩壊	特別警戒区域	警戒区域
急傾斜地の崩壊が、道路や建築物等に被害を及ぼす危険がある		
土石流		
土石流が発生して、道路や建築物等に被害を及ぼす危険がある		
地すべり		
地すべりが発生して、道路や建築物等に被害を及ぼす危険がある		

洪水浸水想定区域(想定最大規模)	凡例
河川が氾濫した際に、洪水が想定される区域と水深(想定し得る最大規模の降雨(計画規模を上回るもの))	20m ~
	10m ~ 20m
	5m ~ 10m
	3m ~ 5m
	0.5m ~ 3m
	0.5m ~ 1m
	~ 0.5m
	~ 0.3m

(出典:重なるハザードマップ 国土交通省HP)

初神地区①

④下四浦区

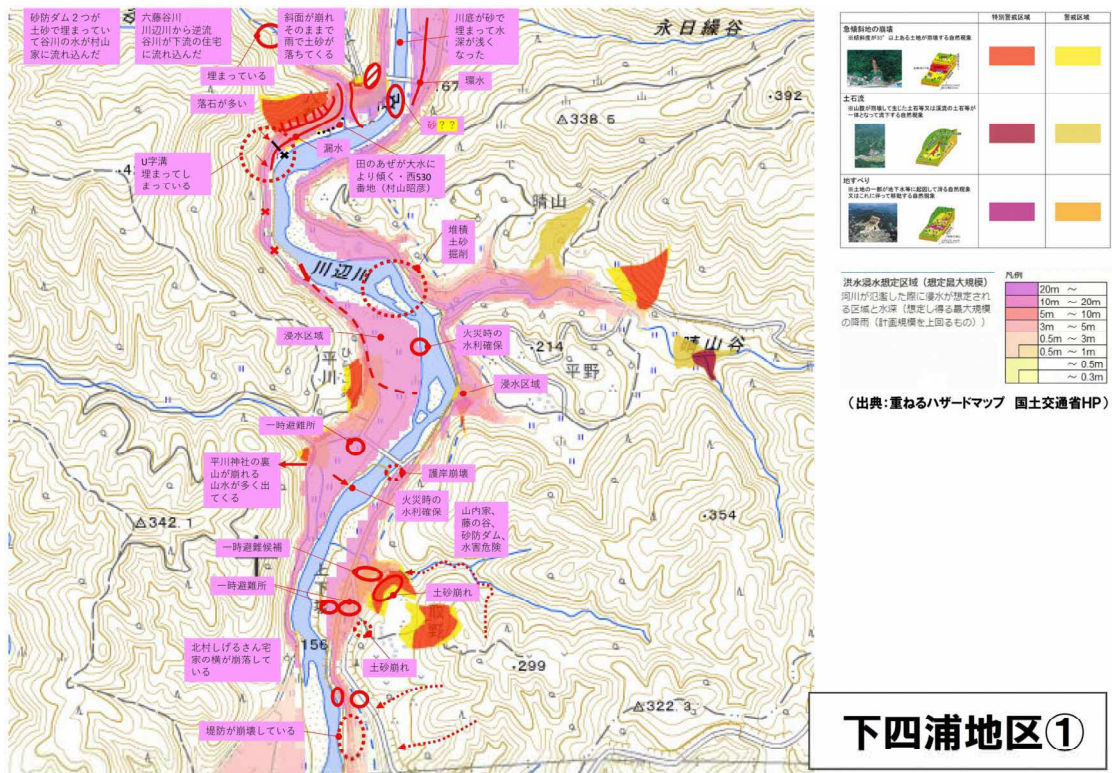
(主な意見)

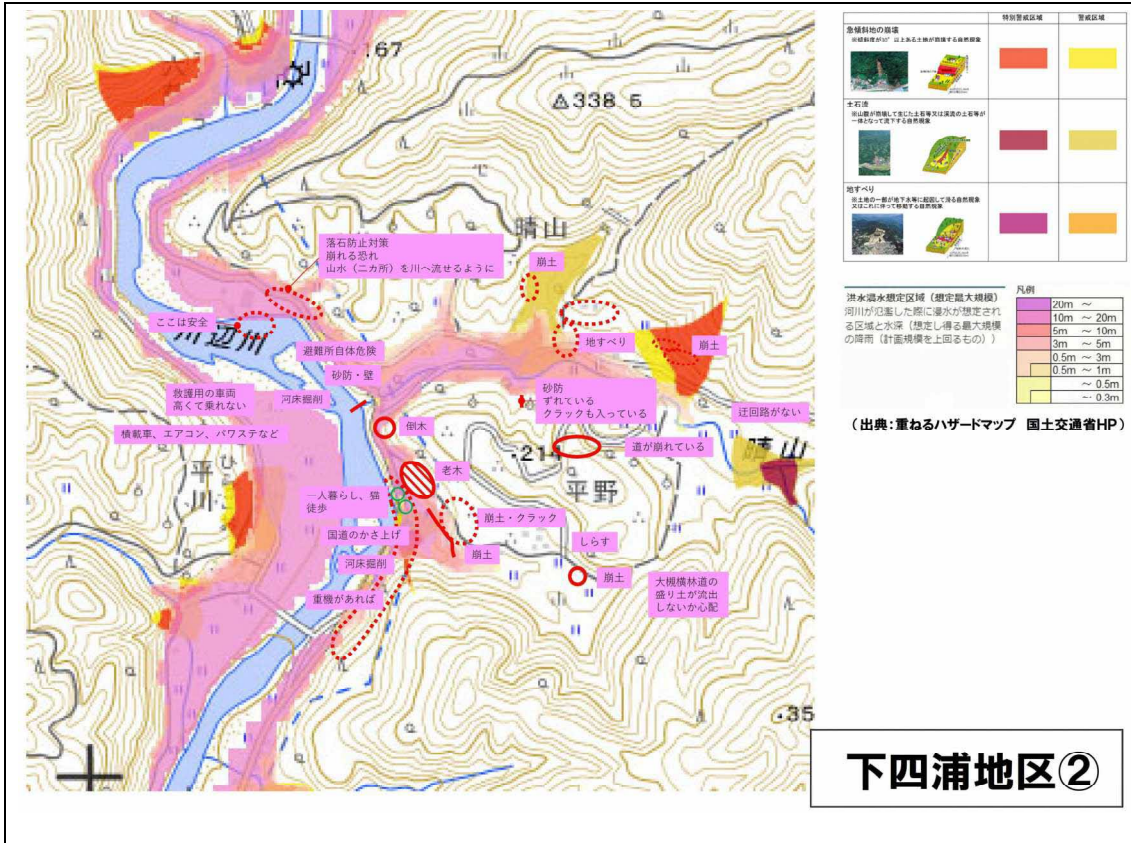
- ・避難路としては、国道 445 号が冠水し平川と上下坂の住民が避難所に避難できないため、国道の嵩上げを行う必要がある。
- ・地区内の一次避難所として、上下坂の消防ポンプを置いている建物を改修して利用したらどうか。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)





⑤上川上区

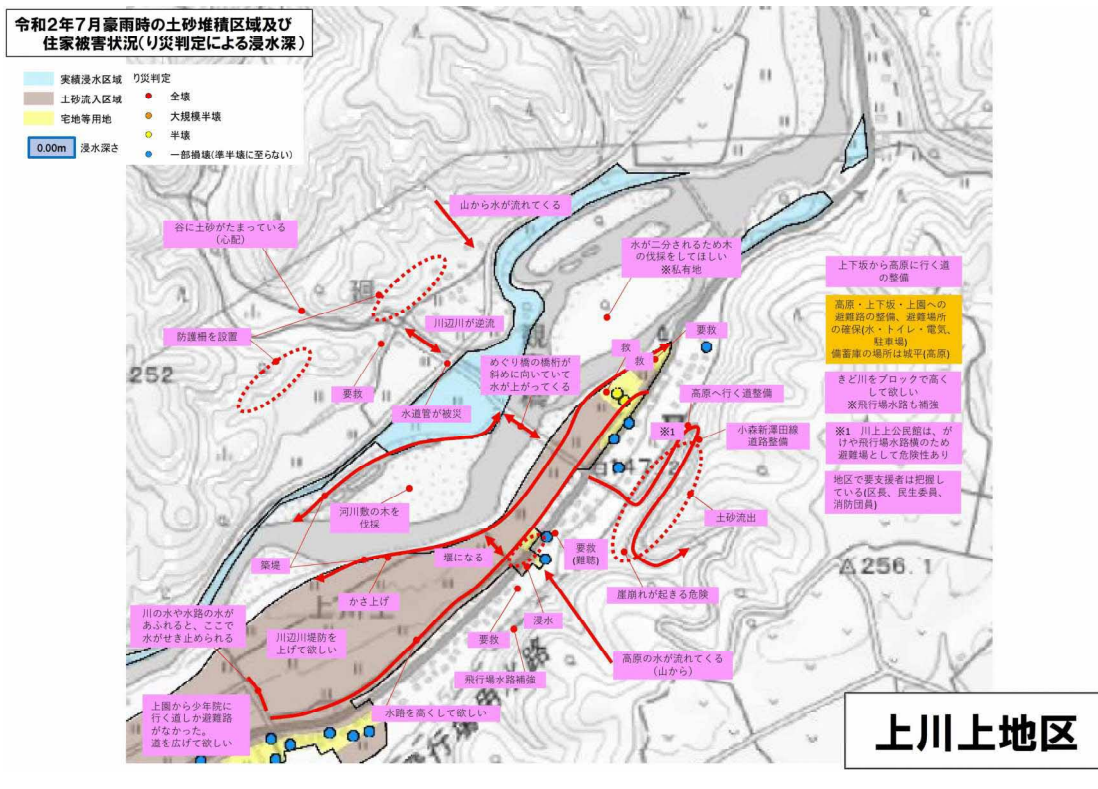
(主な意見)

- ・避難地としては、上川上公民館は崖や老朽化した用水路の横にあるため危険であるため、高原台地（備蓄倉庫、給水、トイレ、電気、駐車場も整備）がよい。
- ・高原台地への道路が急勾配で狭く、落石等があり危険であるため、整備が必要であるが、困難な場合は上下坂や上園の道路を整備して利用した方がよい。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑥上川下区

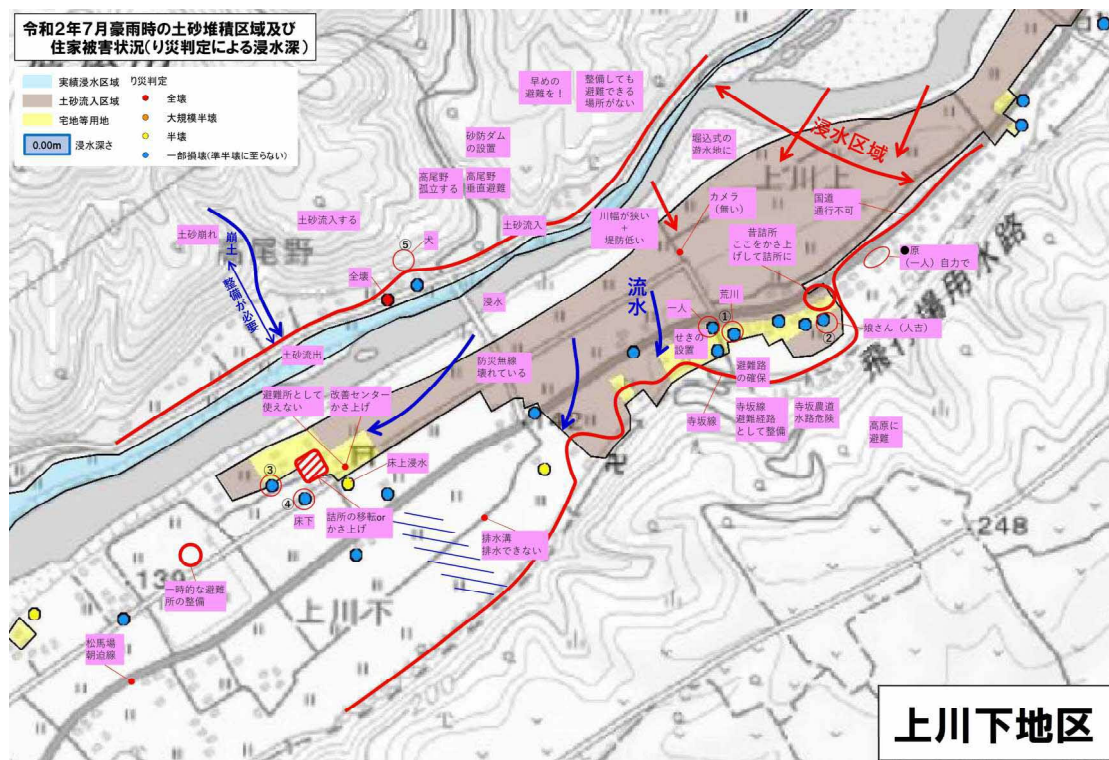
(主な意見)

- ・ 地区全体が浸水し道路（国道、農道）や高尾野橋が通れなかったため、高原台地や地区内に嵩上げた避難地が必要である。
- ・ 高原台地に上がるために、寺坂線や上園高原線を拡幅等整備することで上川下区以外の浸水する地域の方もスムーズに避難できる。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑦松馬場区

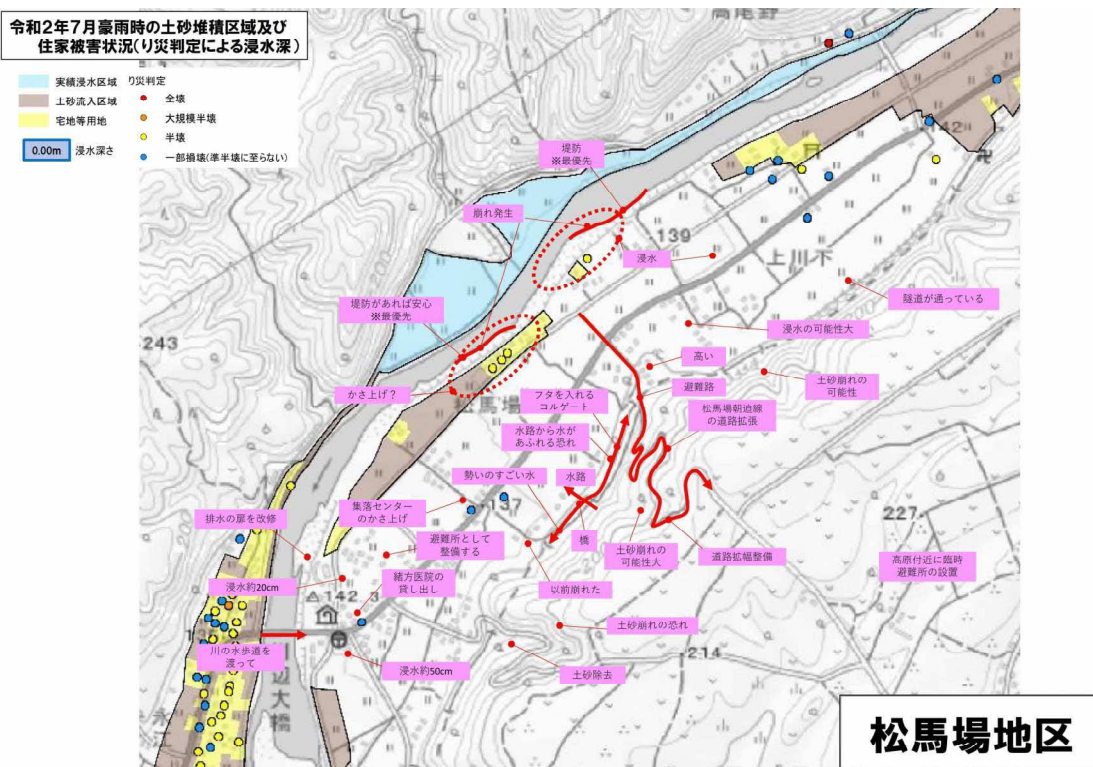
(主な意見)

- ・避難地としては、下松公民館が比較的安全であるため備蓄倉庫等を設置し防災機能を有する施設に改修した方がよい。また、緒方医院の2階（垂直避難）や高原台地への避難も可能である。
- ・避難路としては、国道445号が川や用水路からあふれた水で通行できなくなるため、早めの避難が必要である。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑧上園区

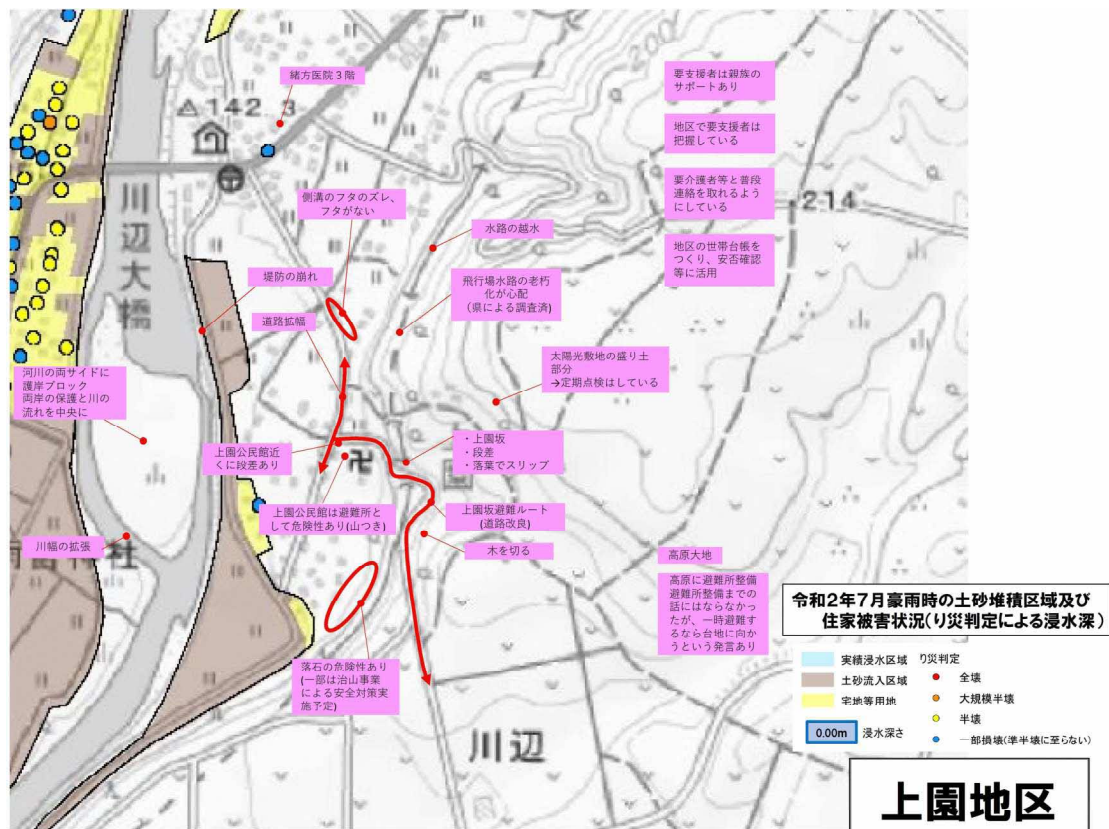
(主な意見)

- ・避難地としては、上園公民館は崖下で危険であるため、安全な高原台地や緒方医院の2階（垂直避難）に避難した方がよい。
- ・避難路としては、高原台地に上がる上園高原線の拡幅や舗装等の道路改良が必要である。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑨永江区 重点地区

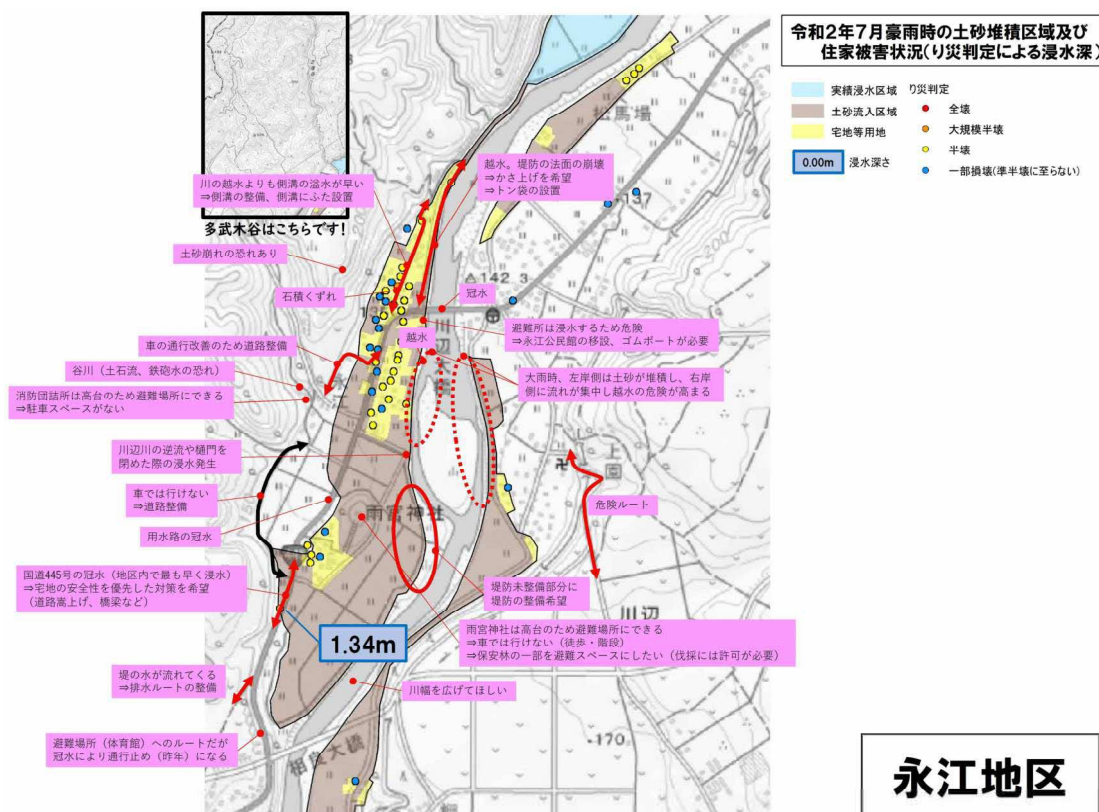
(主な意見)

- ・道路が冠水してしまうので、冠水する前の早期避難をしなければならない。
- ・避難場所としては、永江公民館は周囲が浸水するため、消防団の4-1 詰所のところがよいのではないかと。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑩朝迫区

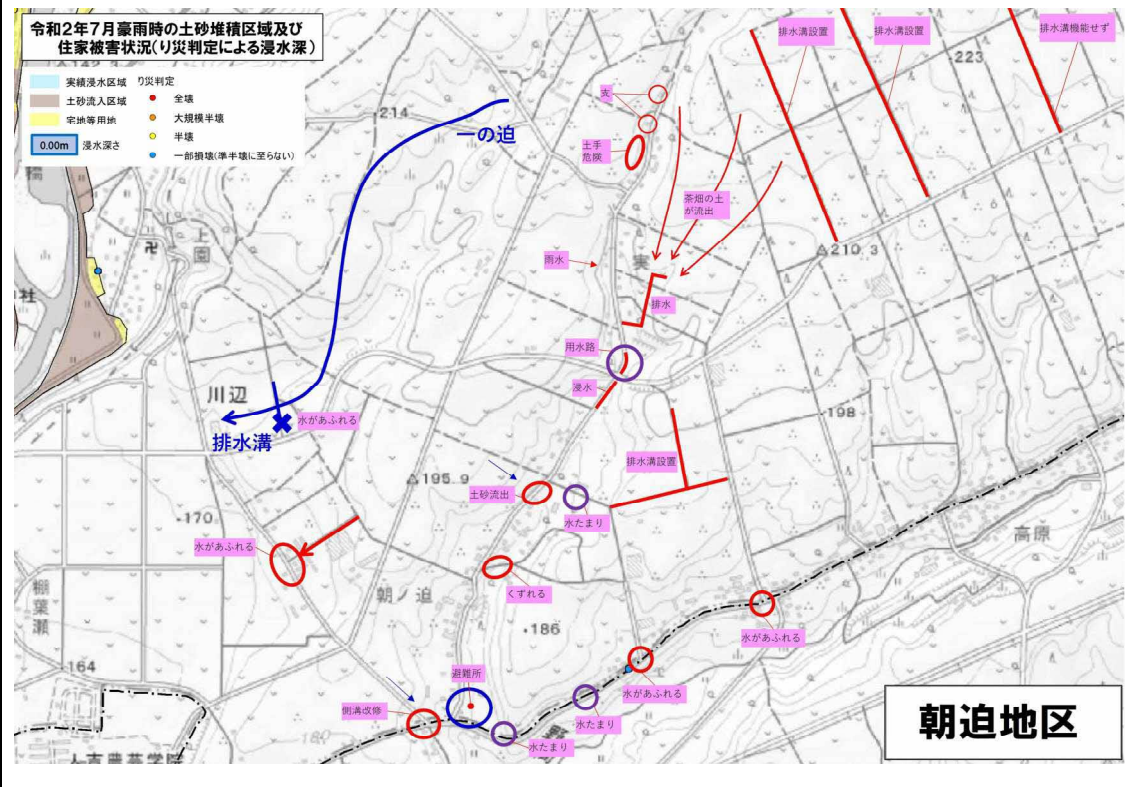
(主な意見)

- ・避難地としては、朝迫集落センターが適しているが、窓が大きいので台風時等割れる心配があるためシャッターを設置する必要がある。
- ・避難路としては、県道小枝深水線とフルーティーロードの側溝の水があふれて危険なので改良したほうがよい。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑪中央区 **重点地区**

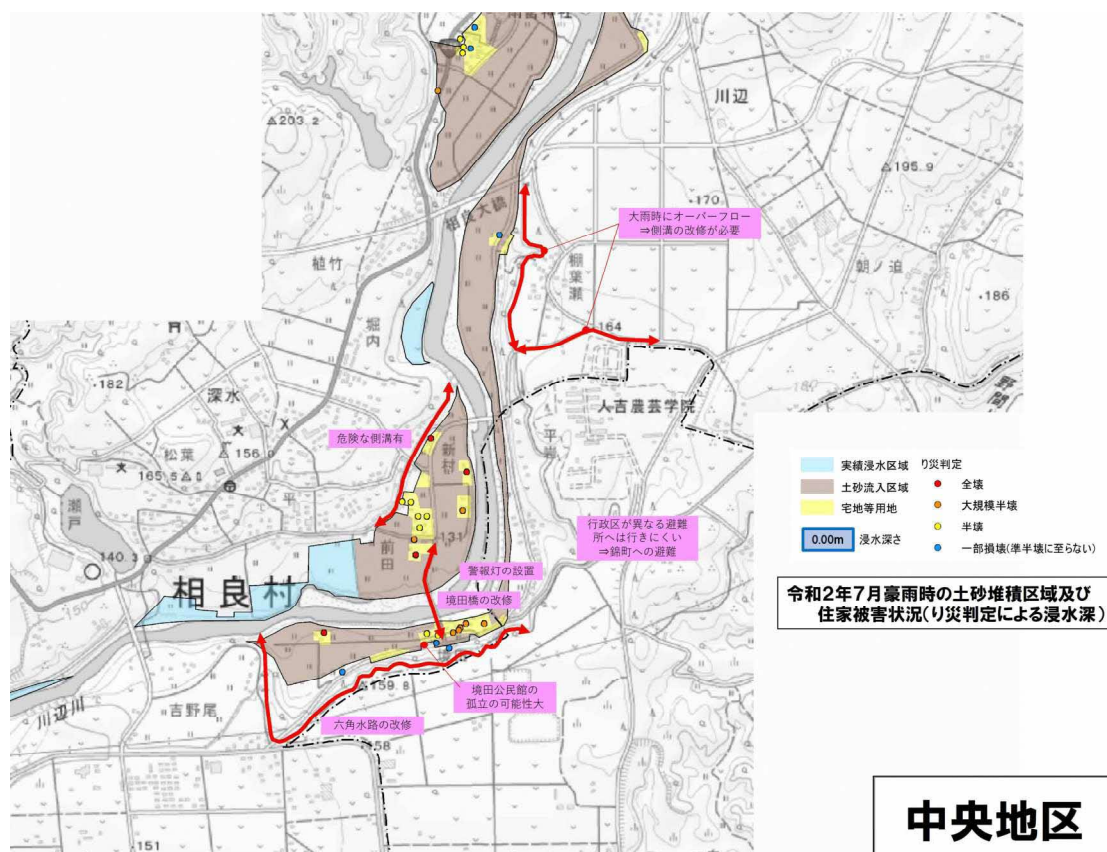
(主な意見)

- ・ 安全な避難場所としては、新村前田構造改善センターが適しているが下の地区から上がる道路が狭く急勾配であるため、改良が必要。
- ・ 境田から並木野へ上がる村道沿線に敷設してある用水路が老朽化しており危険であるため整備が必要。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑫松葉区

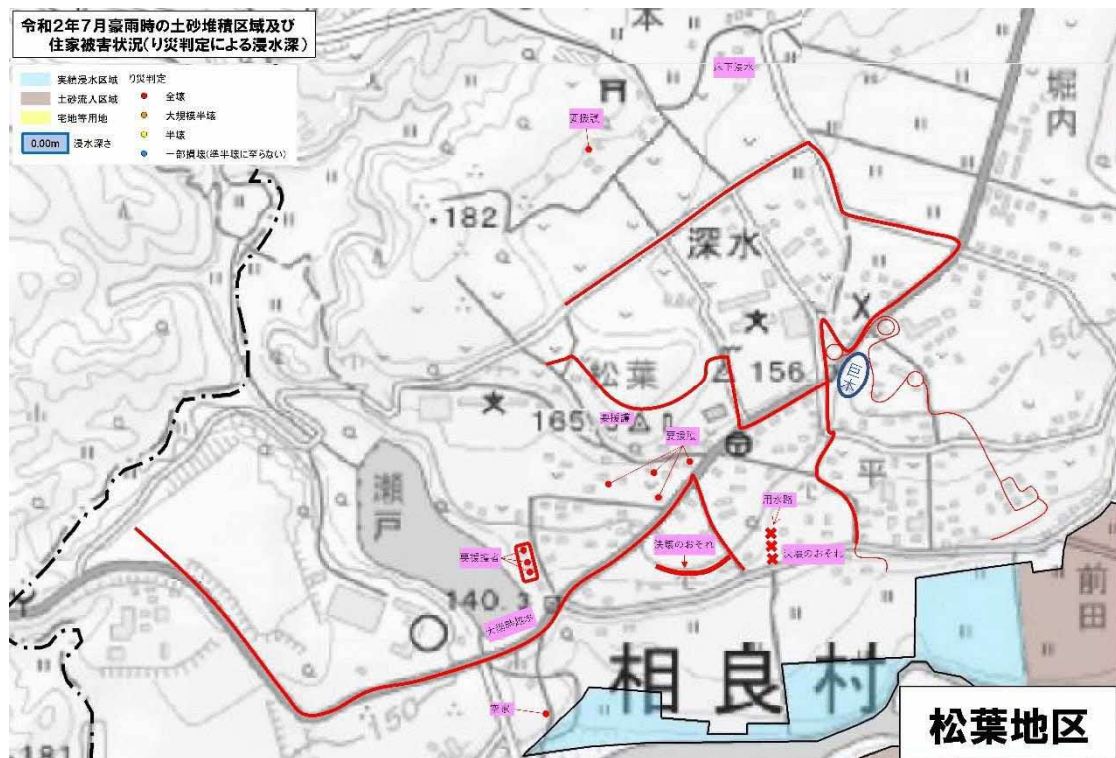
(主な意見)

- ・村内の中では松葉区は比較的 안전한場所であるが、地震の際は南小学校のグラウンドに避難したほうがよい。
- ・避難路の危険箇所は、大雨時に県道小枝深水線沿いの法面や水路から大量の水があふれ通行が困難なケースがある。また、国道沿いの巨木が台風時に倒れるなど危険性があるため、対策を講じる必要がある。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑬平原区 **重点地区**

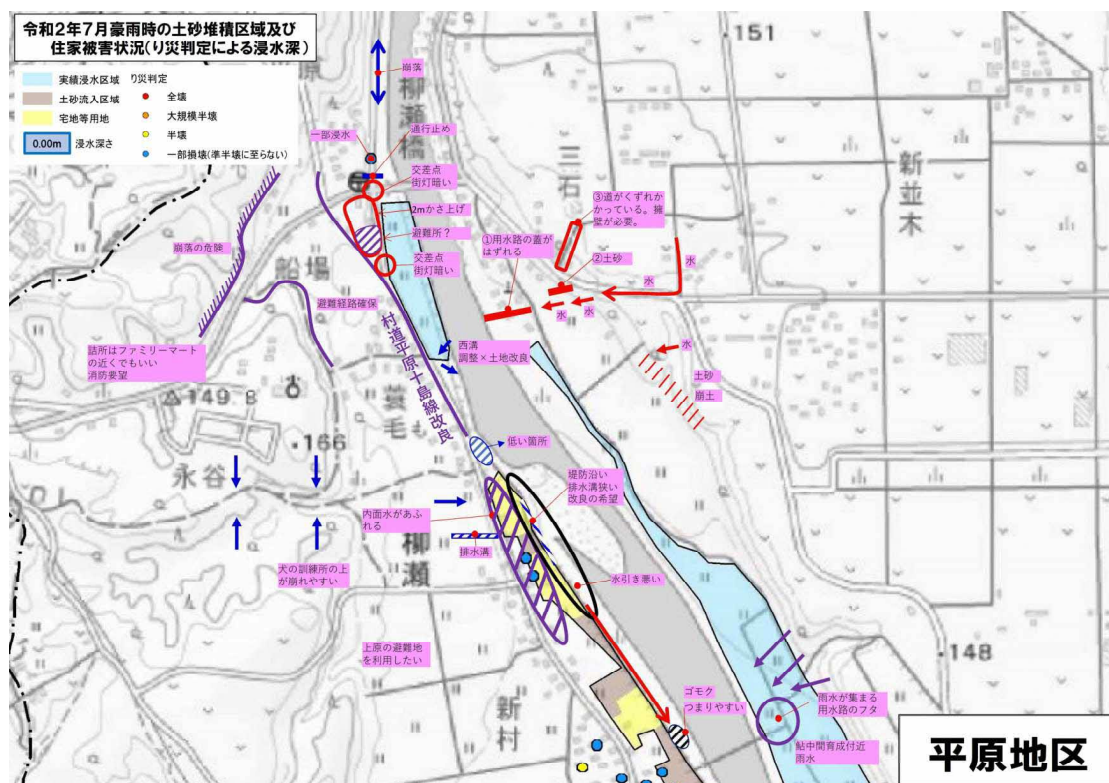
(主な意見)

- ・ 平原十島線の用排水路から水があふれ、水引も悪く避難が困難である。また、三石も高台から水が流れ込み危険な箇所が多い。
- ・ 避難地としては、新村に近い方は上原の高台に、その他は村有地を嵩上げし避難地を整備した方がよい。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑭永谷区

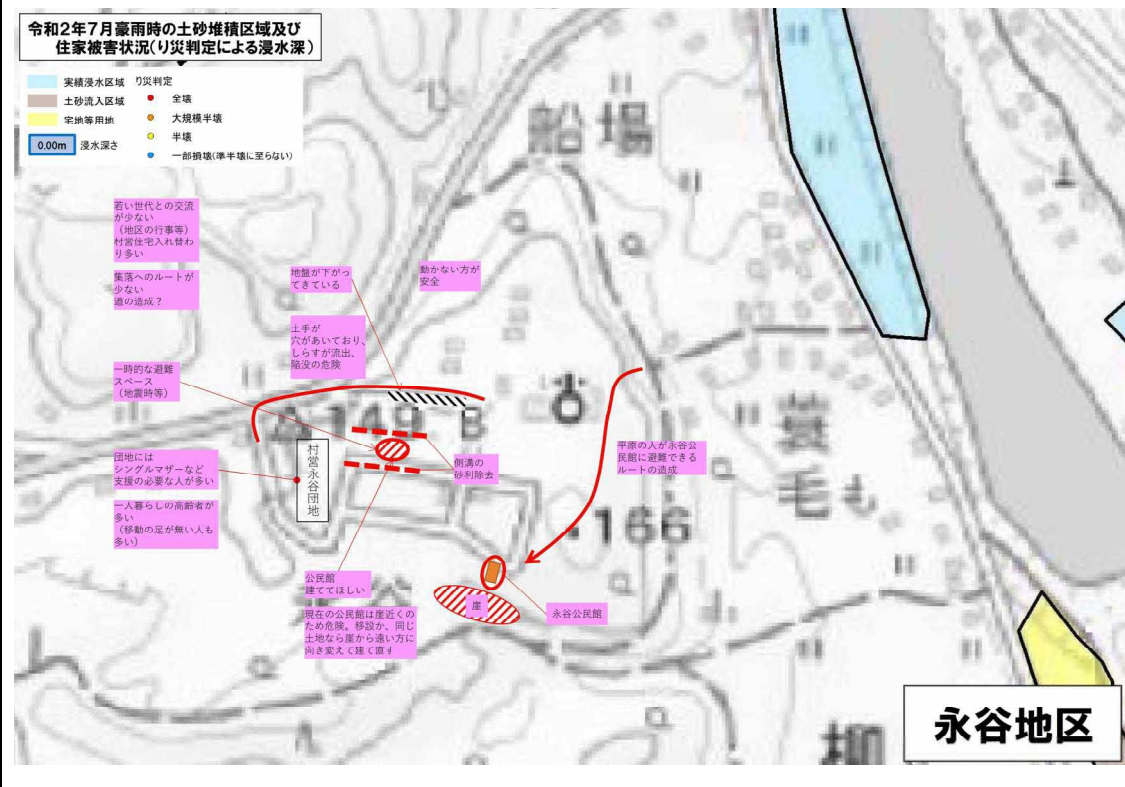
(主な意見)

- ・ 永谷区は大雨時には安全であるため、動かない方が良い。ただし、永谷地区内で地盤が下がっている場所があるため、調査してほしい。
- ・ 避難路として、永谷から平原に抜ける道路を整備することで平原の方も永谷（高台）に避難できる。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑮新村区 重点地区

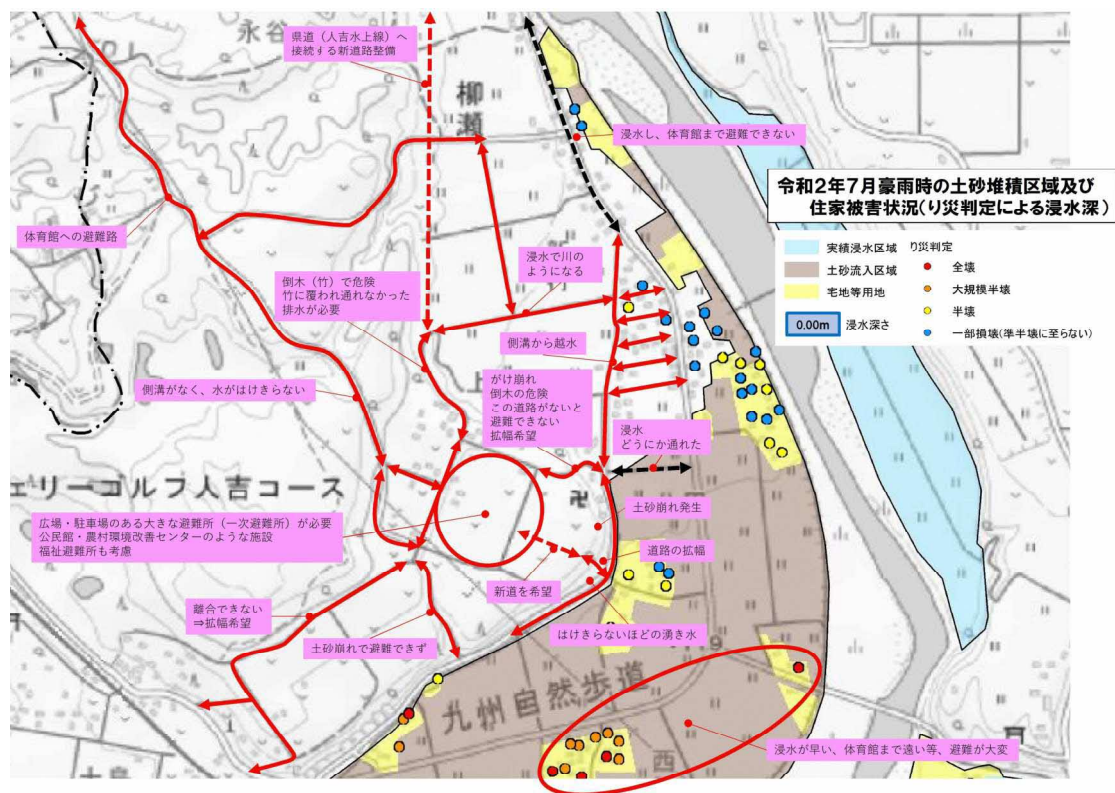
(主な意見)

- ・新村公民館や柳瀬構造改善センターは浸水するため、上原の高台に安全な避難場所を設置した方がよい。
- ・高台まで上がる道路は狭くて急勾配で、旧道は狭くて離合が難しいところがあり整備が必要。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



新村地区

⑩十島区 重点地区

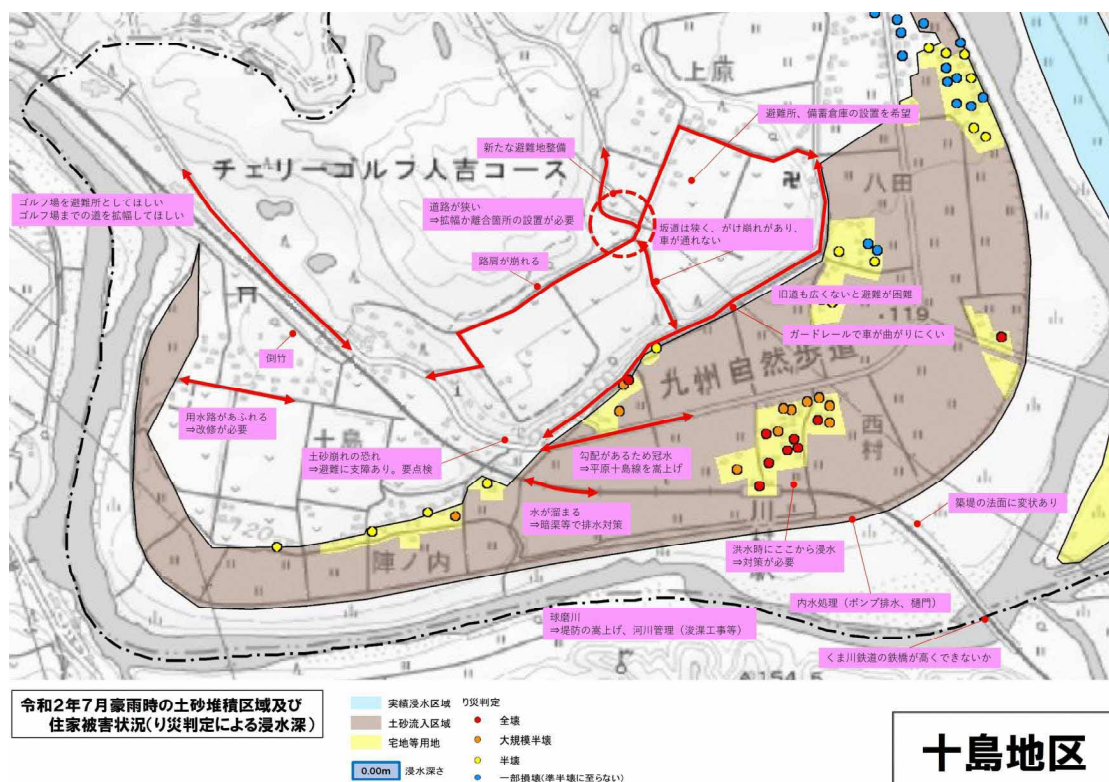
(主な意見)

- ・ 安全な避難場所として高台の蔵城・上原に、備蓄倉庫付きの避難所を整備するとともに、ゴルフ場と協定を結ぶなど避難場所として使用できるようにしたらよいのではないか。
- ・ 高台まで上がる道路が急勾配で狭く、車一台しか通れないため拡張等の整備が必要。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑰井沢区

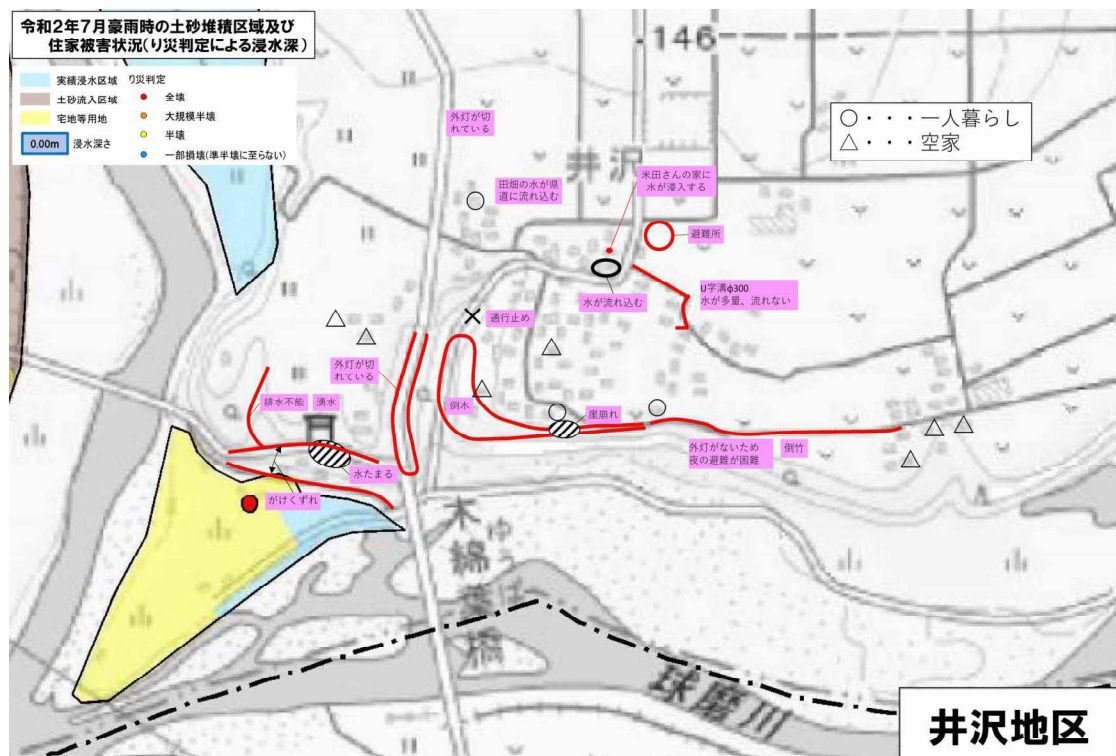
(主な意見)

- ・避難地としては、井沢集会場が適している。ただし、地区内の道路が狭く避難路としては、危険な箇所が多く整備が必要である。
- ・球磨川沿い（崖近く）の巨木が台風時に倒木の恐れがあるため、対策が必要である。また、排水路から水があふれたり、冠水したりするところがあるため危険である。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



⑱並木野区

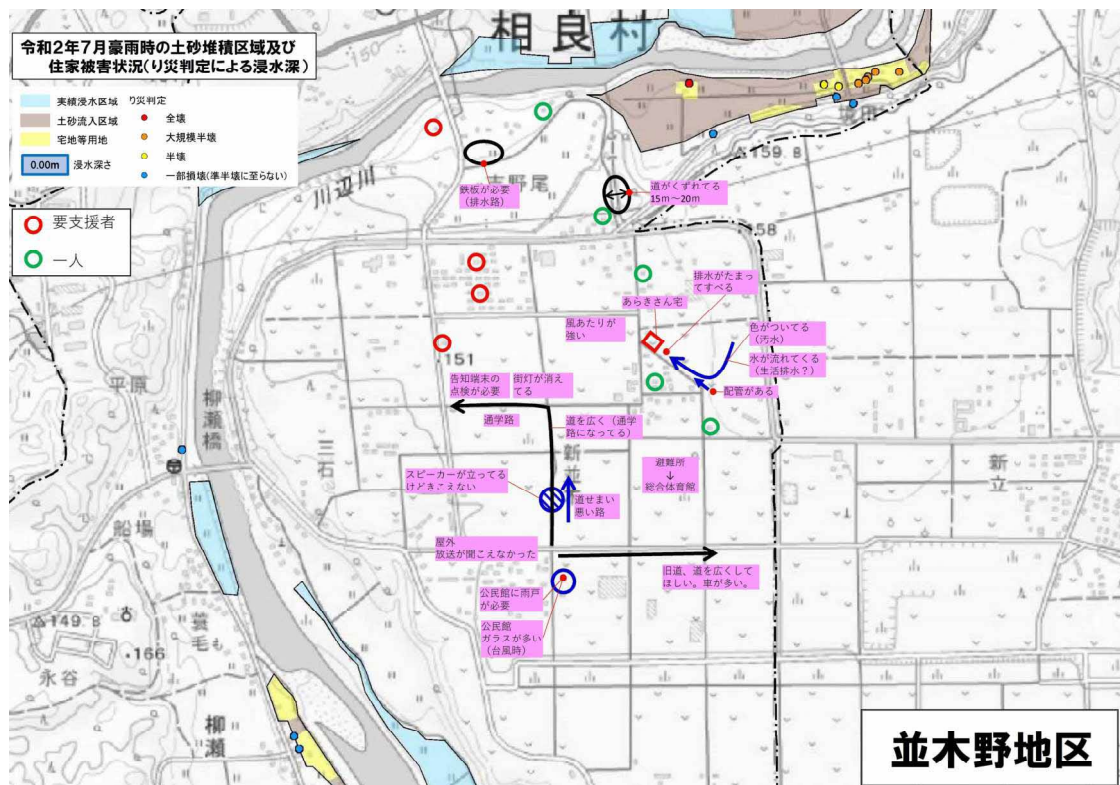
(主な意見)

- ・避難地としては、並木野公民館が適しているが台風時に風あたりが強いため、シャッター設置が必要である。
- ・通学路にもなっている吉野尾新並木線において道路の幅員が狭い部分があるため、拡幅して安全に通行できるようにした方がよい。

(懇談会時の様子)



(話し合い結果)



(3) 復興むらづくり計画策定に伴う庁内会議

復興計画の基本方針3「地域産業の再生」に掲げる「川辺川等の自然と歴史文化を活かした拠点づくり」を推進するため、相良村の川辺川を代表とする美しい自然、伝統文化・歴史、豊かな生産物等の魅力ある地域資源を活用及び磨き上げていく復興を後押しする事業（川辺川魅力創造事業）について、村職員による庁内会議（意見交換）を開催し、相良村の魅力の掘り起こし及び活用方法を検討しました。主な意見は次のとおりです。

[表] 川辺川魅力創造事業に関する主な意見

相良村の魅力		どう活かせるのか（地域活性化・交流人口の拡大）
自然	川辺川	・ キャンプ場や鮎やな場、釣り堀等の整備 ・ 釣り大会や SUP 体験、水中撮影イベント等の開催
	山	・ 山野草ツアーや森林セラピーの実施 ・ 登山道やフォレストアドベンチャーの整備
	星	・ 季節ごとに相良村の魅力的な場所での鑑賞会の開催
ひと	川の名人	・ 川ガイドの育成により川遊び及び釣り客の集客を図る
	農家さん	・ 農業体験の実施、農作業風景や生産工程等を SNS で発信
	食の名人	・ 地元料理のレシピ本作成・料理教室・ライブ配信
もの	水	・ 天然水の販売、米や茶・スイーツ等とセット販売
	農産物	・ お土産（スイーツ）等の商品開発、定期便での販売
	茶	・ おいしい相良茶が飲める茶畑カフェ
こと (歴史文化)	神社	・ 雨宮神社等で子どもを巻き込んだイベントの開催
	河童	・ 河童の置物を川辺川の各所に設置し SNS で発信
	四浦和紙	・ 紙漉き体験や商品（お守り等）の開発
その他		・ 相良村の魅力を知ってもらうために SNS で情報発信を行う ・ さがらムーブ（産業支援、広報戦略、移住定住、人材育成）の推進（動く・創る・進む）

復興むらづくり計画策定に伴う
第2回庁内会議を開催しました



←参加した高校生(山下さん)

第2回目となる役場庁内会議を7月8日に開催しました。当日は、役場にインターンシップ中だった球磨中央高校2年生の4人も参加。復興を後押しする取組みの「川辺川魅力創造事業」を題材に、村の魅力的な「ひと・もの・こと」などについてグループワークを実施し、川辺川などの自然を活かした公園やキャンプ場整備、スイーツなどの美味しいものの開発、SNSを利用した情報発信を定期的に行うなどの意見がありました。

〔記事〕 高校生も参加した庁内会議

出典：広報さがら 2021 年9月号

3-2 豪雨災害により顕在化した問題点と課題

豪雨災害により顕在化した問題点とその課題について、災害対応に従事した村職員による庁内会議において整理した「令和2年7月豪雨災害対応業務の検証」結果や、熊本県が整理・公表した「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り」により、本村や県内事例等を整理します。



〔写真〕 村職員による庁内会議状況

■大雨の中での共助活動の困難さ

- ・ 消防団や地区住民で対応していたが、全戸避難済み等の確認ができていなかった。水没した地区で、取り残された人がいないか確認する仕組みが必要である。

----- 【参考】「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 -----

- ・ 地元消防団や地域住民同士で、可能な限りの避難の呼びかけが行われたが、急激な水位上昇や道路の冠水、夜間避難等の危険性があったため、呼び掛け等の活動が困難な地域があった。

■避難情報が十分に伝わらず、住民の避難の遅れが発生

- ・ 避難指示の発令にあたり、警報待機班でも状況を判断・発令できるよう、避難準備情報と避難指示のタイミングを的確に判断できるフローチャートを整理しておく必要がある。

----- 【参考】「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 -----

- ・ 雨音の影響や防災行政無線の被災等で、避難情報が住民に十分伝わらない事例があり、住民の避難の遅れや、人的被害が発生した。



(住民への避難勧告等の伝達手段)
告知放送(戸別受信機)、メール、村ホームページ、消防団や区長等による呼びかけ等

〔図〕 気象関係情報の伝達 出典：令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）

■ハザードマップの周知不足

- ・国・県と連携し、関係機関及び村民に速やかに正確な情報を提供する必要がある。

----- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 -----

- ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の住民等への周知が十分ではなかった。
- ・亡くなった人の多くは、警報が発表されている中、洪水浸水想定区域内や土砂災害のレッドゾーン・イエローゾーン内に残っていた。



- ・ハザードマップの積極的な普及
- ・自主防災活動の更なる推進
- ・多様な情報伝達手段の確保

■災害時の危機管理体制の中核となる施設の機能低下

- ・災害対応支援システムに対する職員の理解が浅く、効率的に使用できなかった。
- ・外部との連絡については、1週間ほど庁舎のインターネット環境が利用できなかったため、電話等で連絡をした。

----- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 -----

- ・人命救助や燃料、水、食料などの物資支援の要請、被災地の行政機能の把握など、多くの業務が災害対策本部室に集中し、円滑な事務処理が困難となった。
- ・市町村、消防、警察のいずれも断片的な情報しか把握しておらず、膨大な断片的な情報の確認、整理・統合が必要だった。
- ・電話回線、インターネット回線の不通により、役場との連絡が取りにくかった。また、防災無線電話もかかりにくく、一定時間の経過で強制的に通話を遮断された。防災FAXも通信が不安定で、何度も送信する必要があった。通信不能により、市町村が被害情報を報告できず、地域振興局及び本庁の職員が現地に赴き、情報収集した。
- ・地域振興局の災害待機スペースが狭く、パソコン、モニター、ホワイトボードなどの情報共有ツールが不足した。大会議室にはインターネット環境がなく、国交省等の受入れにも苦労した。



- ・庁舎・防災拠点における防災力の強化
- ・効率的な情報収集体制の構築

■避難所の不足、機能不全

- ・避難所対応にあたり、全体的な管理者が不明確で、気づいた職員が対応したため、対応が煩雑になった部分がある。
- ・犬猫同伴の避難者に対して、アレルギーや衛生面を考慮し、ふれあいセンターを開放したが、ボランティアセンターを設置することとなったため、専用スペースを確保することができず、指定避難所に移動してもらうことになった。
- ・避難者の多さから、指定避難所以外にも避難者が分散し、情報収集・対応に遅延が生じた。特に指定避難所以外の避難者の情報収集に苦慮した。
- ・避難所の一部で浸水被害等により、使用不可となる施設も発生した。
- ・避難者の屋内収容は可能であっても、施設的环境として断水や停電に対する備

えが十分で無いものが多く、トイレ等の機能不全が発生した。

- ・ 現在指定されている避難所について、既存のハザードマップとの重ね合わせにより、その安全性について確認する必要がある。また、既存の人口分布と避難所の指定が整合しているか、確認する必要がある。

----- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 -----

- ・ 仮設トイレ導入時、「和式トイレ」が多く設置されたため、利用できない高齢者が生じた。また、既設や仮設の和式トイレに簡易型の洋式トイレを設置しようと試みたが、トイレ内が狭く設置できなかった。
- ・ 女性更衣室等のプライベートスペースの確保や女性用品の配布等で配慮がされていない避難所があった。



- ・ 避難収容体制の整備（地域との連携・役割分担、適正な運営体制構築）
- ・ 車中泊避難者を想定した対策の実施
- ・ 防災・災害対策における男女共同参画推進の視点の反映

■非効率な避難所運営や応急対策活動

- ・ 開設した避難所に対して、運営にあたる職員数が絶対的に不足し、運営に支障をきたしたが、避難生活終盤には避難者が朝から掃除するケースも見受けられた。
- ・ 日々、避難者数を確認し、朝、昼、夜の食事を村で準備していたが、担当の税務課がり災証明発行業務を行うこととなったため、議会事務局で取りまとめを行うよう変更した。
- ・ ボランティア等の受入れ体制について、発災直後は村社会福祉協議会だけでは組織的・効率的な初動対応ができなかったが、県内各地の社会福祉協議会からの応援により運営を行った。



- ・ 避難収容体制の整備（地域との連携・役割分担）
- ・ 受援体制の整備

■新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 避難当初は一時的な避難者が多く、感染症対策も必要で、初動対応職員がかなり必要になった。
- ・ 受付表への記入について、コロナ対策として聞き取りで記入するのか、避難者に書いてもらうのかが、対応する職員によって異なるケースがあった。
- ・ 感染拡大防止対策として、指定避難所以外の公共施設（小・中学校、体育館、総合運動公園グラウンド等）の利用を計画する。

----- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 -----

- ・ 避難所においてソーシャルディスタンスを確保する場合、各避難所の収容人数を想定より減らす必要があるため、住民の避難先の確保が必要。



- ・ 多様な避難所の確保

■交通網が被災し、人や物の動きが滞留

- ・村内多くの道路で、冠水やがけ崩れ等が発生した。それらが、避難経路の封鎖や支援物資滞留の一因となり、天候回復後の日常生活に支障が発生した。
- ・永江地区は今回のような状況では孤立集落になる。広瀬（下四浦地区）の国道が冠水しないようになれば、災害対応がかなり改善される。
- ・主要な避難路ネットワークとなる村内の主要な幹線道路、指定避難所と主要幹線道路を結ぶ村道等について、既存のハザードマップとの重ね合わせにより、その安全性について確認する必要がある。

--- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 ---

- ・球磨川に架かる橋りょう10橋、球磨川兩岸の国道・県道・市道をはじめする地域住民の重要な生活道路など、被災した公共土木施設約3,800か所の早期復旧。これらの復旧あたっては、迅速な対応力、高度な技術力、人材の確保等が必要になる。
- ・権限代行においては、復旧に係る施工及び管理における国と県のすみ分けや調整等に時間を要した。



・避難路ネットワークの構築・複数の避難路確保

■避難所への物資輸送の遅延

- ・支援物資の集積拠点を事前に定めておらず、受け入れの遅延や遅れを招いた。
- ・県内外から続々と物資が到着したが、集積拠点の分散による非効率な作業体制や不十分な設備環境が影響して、配送までに時間・労力を要した。

--- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 ---

- ・個人や小口等の支援物資提供の申し出が多く電話が鳴りやまない状態が継続したため、他の業務が滞った。
- ・本年4月から国の「物資調達・輸送調整等支援システム」が運用されていたが、市町村の物資調達等の実施体制が不十分でシステムを操作できる職員がおらず、発災直後からシステムを運用することができなかった。
- ・物資集積拠点としてグランメッセ熊本を使用した、パソコンやファックス等の通信設備が不十分であったため、情報連携がうまくいかないことがあった。
- ・人手不足により物資集積拠点到県職員を派遣することができず、拠点の運営時（受入れ・在庫管理・払出等）に生じる判断・意思決定を行うまでに時間を要した。
- ・大規模災害発生時に被災者への円滑な物資供給を行うため、行政及び関係機関は平時から連携・協力体制を強化していく必要がある。



・支援物資の受入・輸送体制の整備

■高齢者等の要配慮者への対応が不十分

- ・避難所は限られたスペースの中で生活するため、プライバシーが保てず、ストレス過多となり心身ともに疲れ果ててしまうケースもあった（本人とその周辺の避難者も）。また、性被害等の事案が他の災害時に発生している。
- ・福祉避難所が被災したことや、周知不足による要配慮者以外の避難者が殺到したことで、一部の施設が機能しなかった。
- ・一般の避難所は、身体が不自由な人や妊産婦等の受入環境が整っていない施設が多く、容体を悪くする高齢者等が相次いだ。

--- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 ---

- ・避難所と福祉避難所を兼ねる施設について、当初は避難所として一般避難者を受入れたため、要配慮者を受入れるスペースが確保できず、福祉避難所としての開設に時間を要した。
- ・福祉避難所開設のための介護職員等の人材確保が困難などの理由で開設が難しくなり、十分な機能を発揮することができない福祉避難所があった。



・避難所での良好な生活環境の確保（要配慮者対策の充実）

■災害廃棄物仮置場の確保及び管理体制整備の困難さ

- ・仮置場の設置、運営について、他の業務を持ちながらの担当は困難であり、臨時的な人員の配置または外部委託が必要。
- ・仮置場の受付業務については、分別等の専門的な知識が必要であること、また、住民感情が高ぶっていることもあり、暴言等があり、対応した職員は心身共に疲弊した。また、受付及び交通整理にあたった職員は、避難所待機との調整が難しく負担が大きかった。
- ・最初は許可証がなく、村外からの廃棄物もあった。

--- [参考]「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 ---

- ・市町村の災害廃棄物処理計画において、仮置場の候補地を設定していたが、今回の災害は浸水範囲が想定を超えており、予定していた場所が使えない市町村があった。
- ・大規模災害による宅地内への堆積土砂は大量であること、また、災害廃棄物と混在することから、早急に土砂等仮置き場を確保する必要があったが、確保までに時間を要した。



- ・災害廃棄物仮置場及び土砂等仮置場の事前確保
- ・災害廃棄物仮置場等管理の外部委託にかかる協定締結

■公的備蓄が大幅に不足

- ・ 想定を大きく上回る避難者が発生したため、食料が大幅に不足した。
- ・ 避難所によっては備蓄の量や管理・受入体制が不十分で、備蓄の不足や集積場所が無い等の問題が発生した。
- ・ 避難収束後の支援物資の保管（食料品の賞味期限の管理等）が必要である。



・ 備蓄体制の整備

■住民の生活再建への遅れ

- ・ 被災者支援として、2団地・24戸の応急仮設住宅を建設し、自力での自宅再建が困難な高齢者等も多数入居している。

--- 【参考】「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」に示す事例 -----

- ・ 浸水想定区域外の安全な場所に建設用地を確保する必要があったが、今回の様な大規模災害の場合、災害時に備えた市町村の仮設住宅候補地リストには安全な場所以外のものもあり、市町村の用地選定が難航し、確保までに4か月以上を要した。
- ・ 応急修理について、情報開示を令和2年7月20日～7月22日の説明会で実施したが、既に修理し支払っている方もいた。応急修理の対象となるかならないか、非常にわかりにくく、申請者の混乱を招いた。また、安く済ませるため、適当とはいえない工法（床を剥がさず上から床板を張る等）で申請するケースもあった。
- ・ 応急修理の手続きは煩雑で、発災直後多忙を極める市町村及び修理を実施する業者の負担となっており、手続きの改善、簡素化が必要である。
- ・ 建築関係団体と連携した相談窓口は、発災後、新たに設置を決定したものであったため、開設当初は相談件数が少なく、相談ニーズのある人に周知するまでの調整に時間を要した。



- ・ 応急仮設住宅及び相良村買取型災害公営住宅の整備
- ・ 新たな宅地の供給
- ・ 被災者の状況に応じた自宅再建支援

■川辺川等の自然・歴史文化を活かした地域産業の再生及び交流人口の拡大

- ・ 清流川辺川を活かした地域産業（企業誘致、観光業（川遊び、キャンプ等））を展開していくことが重要である。例えば、手つかずの自然、川辺川を活かし、色々な人が交流できる場所等、観光産業を生み出す知恵をみんなで考えてはどうか。
- ・ 水質日本一の清流「川辺川」の素晴らしい河川環境の再生を図るとともに、水産関係機関と連携しながら、水産業の再生・支援を展開する必要がある。
- ・ 地域産業の活性化、人材育成、移住定住促進、広報（情報発信）活動等の地域活性の基盤を強化する必要がある。

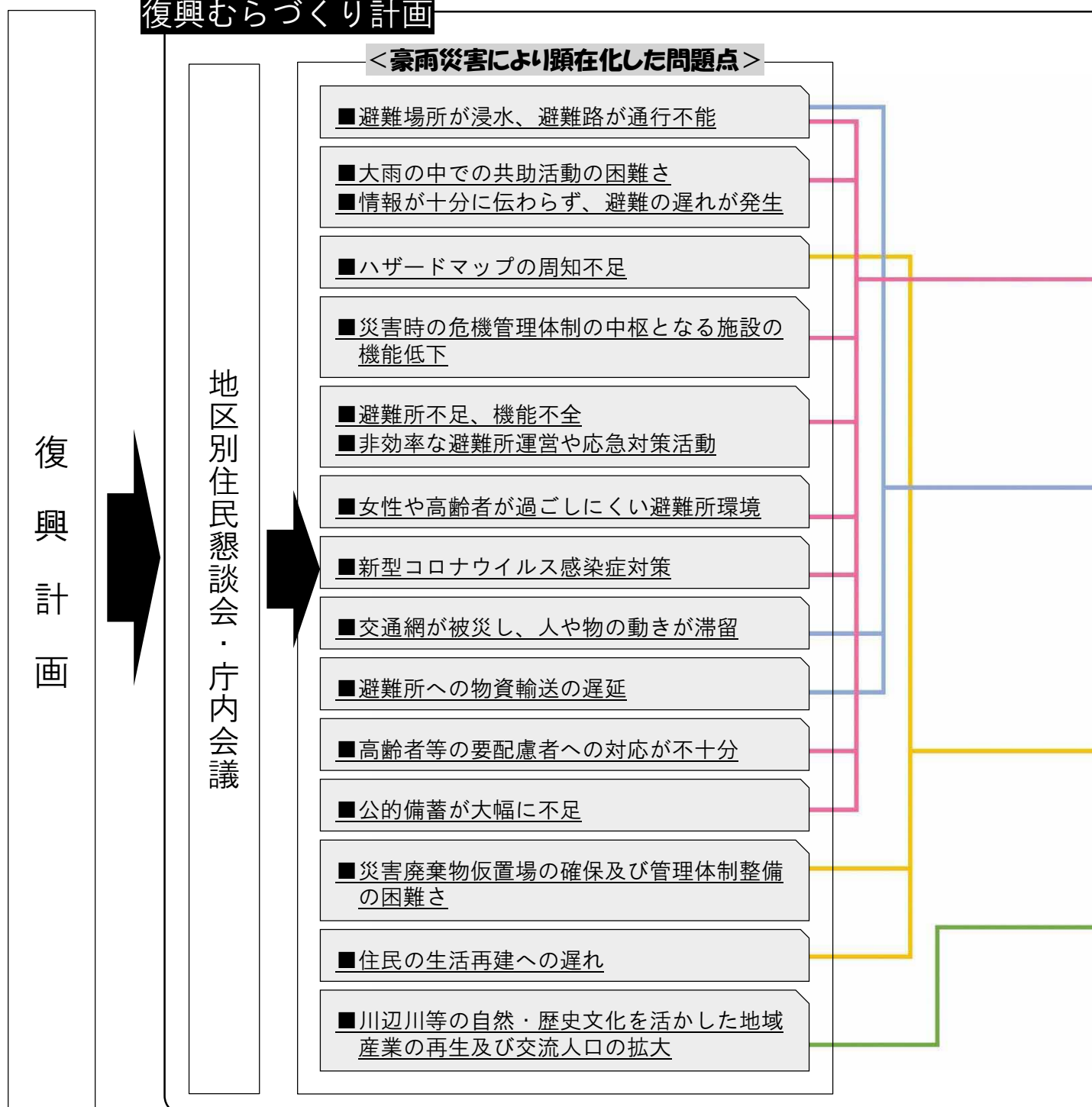


- ・ 川辺川魅力創造事業の推進
- ・ 地域活性化の基盤強化となる「さがらムーブ」プロジェクトの推進

3-3 復旧・復興に向けた方向性

令和2年7月豪雨からの復旧・復興に合わせて、気象庁が実施した将来予測においても、シミュレーションでは、ほぼすべての地域及び季節において1日の降水量が200mm以上という大雨や、末の2倍以上になるという結果が得られており、今後更なる大雨リスクの増加が懸念されま
形成する必要があります。さらには、創造的復興に向けて地域産業の再生に取り組む必要が
そこで、復興計画に示す計画実現に向けた基本目標に基づき、防災・産業再生に関連する

復興むらづくり計画



二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が高いレベルで続いた場合の今世紀末のシミュレーションによると、1時間当たり50mm以上の短時間の強い雨の頻度が増加し、ともに全国平均では20世紀よりも頻度が増える。こうした認識のもと、本村における「より安全で、より安心して暮らせる社会」を実現します。

ハード・ソフト面での短期的・重点的な取組みの方向性を示します。

<事業計画>

I. 避難・応急対策活動を支える拠点の整備【ハード・ソフト】

より安全で、より安心して暮らせる都市の構築に向けて、「避難困難者0」を達成するため、必要な避難所・避難地を確保するとともに、既存の避難所・避難地においては、住民の安心感・信頼感につながるような場所を目指し、それぞれの役割・収容人数に応じた物資の備蓄に加え、複合的な機能を備えていきます。また、指定避難所においては、多様な避難者のニーズに対応できるよう、機能の充実・確保を図るとともに、老若男女誰もが共に安心して過ごせる避難所に向けて、きめ細かな避難収容体制を整備します。

- 安全・安心な避難所・避難地の確保、防災力の強化
- 備蓄倉庫の整備、備蓄体制の整備
- 防災・災害対策における男女共同参画の推進
- 支援物資の受入・輸送体制の整備、受援体制の整備

II. 避難・応急対策活動を支える避難路の整備【ハード】

地区内等の住民にとっての身近な範囲において、安全・迅速な避難を可能とするための生活道路の整備・改良を図ります。また、国県道を主体とした本村の幹線道路ネットワークは、主要な避難所に至るまでの重要な輸送ルートや、住民の主要な避難ルートであり、災害時にその機能を維持・発揮できるよう必要な整備・対策を図ります。

- 安全・安心な避難路の確保
- 避難路ネットワークの構築・複数の避難路確保

IV. 住まい・コミュニティの再建【ハード・ソフト】

被災者の自力再建を継続支援するとともに、恒久的な住まいを提供するため応急仮設住宅や災害公営住宅の整備や、新たな宅地供給を行います。退去後の応急仮設住宅は、地域の活性化等につながるよう、その有効活用について検討します。また、被災者が生まれ育った場所で、これからも安心して住み続けられるよう、住まい及びコミュニティ再建を支援するとともに、自主防災組織の育成・活動支援を行い、災害に強いコミュニティ形成を支援します。

- 応急仮設住宅及び買取型災害公営住宅の整備、新たな宅地の確保
- 自主防災組織の活動に対する更なる支援（ハザードマップの積極的な普及等）

V. 相良村の魅力を活かした地域活性化の推進【ハード・ソフト】

清流「川辺川」を代表とする自然と歴史文化・そこに生きる相良村の人の魅力を最大限に活かした事業を展開します。また、地域住民及び関係者での話し合いの場を設置し、民間事業等のノウハウを活用した持続可能な運営の展開を検討します。

- 川辺川魅力創造事業の推進
- 地域活性化の基盤強化となる「さがらムーブ」プロジェクトの推進

III. 重点地区における事業計画

第4章 事業計画

I. 避難・応急対策活動を支える拠点の整備

4-1 安全・安心な避難所・避難地の確保、防災力の強化

いざという時に安全な避難や迅速な応急対策活動を可能とするために、その中心となる場所等を計画的に整備していくことが重要です。具体的には、住民の中長期的な避難収容、要配慮者や車中泊避難者の受入れ、備蓄物資の配送、支援物資の一時集積、ボランティアの受援等といった災害発生直後からの各種活動を支える重要な場所であり、指定避難所等において、その役割を果たすための機能を確保する必要があります。

(1) 安全・安心な避難所・避難地の確保

本村では、「災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置される避難所」として、村内全域の地区公民館や公共施設等 24 箇所を「第1 避難所」に指定しています。

しかしながら、令和2年7月豪雨時において、避難所自体の浸水被害や避難所までのアクセスルートの被災（冠水、がけ崩れ等による通行止め）等により、いくつかの「第1 避難所」への避難を断念せざるを得なかったケースがあり、避難所等へ避難を行うことが困難な方々について、どのように対応していくかが課題となっています。

これらの避難所については、災害の種別によっては、避難活動の効果的な手段・施設ではあるものの、今回の浸水被害や想定される最大浸水想定区域（L2）を踏まえると、より安全・安心に避難できる避難所等の確保が必要であることから、都市防災総合推進事業による新たな避難所等の設置を図ります。

また、避難収容体制の整備にあたり、ソフト対策として、地域との連携・役割分担や適正な運営体制構築、車中泊避難者を想定した対策の実施、多様な避難所の確保、要配慮者及び長期避難者対策の充実等に取り組めます。

[表] 本村における指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

No.	施設名	住所	避難対象地区	異常な現象の種類					収容 想定 人数	新 型 対 策 収 容 想 定 人 数
				洪水	崖崩れ	土石流	地震	大規模 な火事		
1	林業総合 センター	四浦東 2076 番地	山手・夜狩尾・牛駄場/ 大谷/田代/瀬馳/初神	●					300	150
			六藤/晴山/平川/ 上下坂	●	●	●	●	●		
2	相良北小学校 (体育館)	四浦東 2449 番地	山手・夜狩尾・牛駄場/ 大谷/田代/瀬馳/初神		●	●	●	●	350	175
3	上四浦 集落センター	四浦西 4522 番地 2	椎葉/中ノ原/山口/ 深水	●	●	●	●	●	300	150
4	相良村 総合体育館	深水 2493 番地 1	上川上・上川下/廻/ 松馬場/上園/永江/ 平原/永谷/蓑毛/ (柳瀬) 新村/西村/十島	●					1,000	825

No.	施設名	住所	避難対象地区	異常な現象の種類					収容 想定 人数	新設 対策 収容 想定 人数
				洪水	崖崩れ	土石流	地震	大規模 な火事		
4	相良村 総合体育館	深水 2493 番地 1	朝迫・実/松葉/棚葉瀬 /(深水)新村・前田/ 境田/井沢/並木野/ 吉野尾	●	●	●	●	●	1,000	825
5	川辺構造 改善センター	川辺 2491 番地	上川上・上川下/廻		●	●	●	●	300	150
6	松馬場 集落センター	川辺 1920 番地	松馬場/上園/永江		●	●	●	●	30	15
7	柳瀬構造 改善センター	柳瀬 377 番地	平原/永谷/蓑毛/ (柳瀬)新村/西村/十島		●	●	●	●	300	150

[表] 第 1 避難所一覧

No.	施設名	住所	避難対象地区
1	夜狩尾生活改善センター	四浦東 4778 番地 2	山手・夜狩尾・牛駄場
2	上四浦集落センター	四浦西 4449 番地 25	椎葉・中ノ原・山口
3	初神地区多目的集会施設	四浦西 2926 番地	深水・初神
4	田代生活改善センター	四浦東 2800 番地 2	大谷・田代・瀬馳
5	林業総合センター	四浦東 2076 番地 1	六藤・晴山・平川
6	上下坂公民館	四浦東 708 番地 2	上下坂
7	川辺構造改善センター	川辺 2491 番地	上川上・上川下・廻
8	松馬場集落センター	川辺 1920 番地	松馬場
9	上園公民館	川辺 1066 番地	上園
10	永江公民館	川辺 5399 番地 1	永江
11	朝迫集落センター	川辺 185 番地 193	朝迫・実
12	松葉公民館	深水 2066 番地 99	松葉
13	棚葉瀬公民館	川辺 683 番地 24	棚葉瀬
14	構造改善センター	深水 1090 番地 2	(深水)新村・前田
15	境田構造改善センター	深水 487 番地 3	境田
16	平原舟場公民館	柳瀬 133 番地	平原
17	永谷公民館	柳瀬 3315 番地 6	永谷
18	柳瀬構造改善センター	柳瀬 377 番地	蓑毛
19	新村公民館	柳瀬 743 番地 1	(柳瀬)新村
20	西村公民館	柳瀬 1056 番地 1	西村
21	十島集会場	柳瀬 2227 番地 1	十島
22	井沢集会場	柳瀬 500 番地 6	井沢
23	並木野公民館	柳瀬 818 番地 6	並木野
24	吉野尾構造改善センター	柳瀬 986 番地 119	吉野尾

〔表〕福祉避難所一覧

No.	施設名	区分	異常な現象の種類				
			洪水	崖崩れ	土石流	地震	大規模な火事
1	相良村総合体育館	—	●	●	●	●	●
2	社会福祉法人 ペートル会 (川辺川園)	介護福祉施設		●	●	●	●
3	社会福祉法人 ひまわり会 (あさひヶ丘)	障がい者福祉施設	●	●	●	●	●
4	社会福祉法人 友愛園	障がい者福祉施設	●	●	●	●	●

出典) 相良村防災マップ

(2) 既存の指定避難所における防災力の強化

相良村総合体育館（指定避難所）においては、今回、新型コロナウイルス感染症対策と併せて、更衣室の改修（シャワー室の設置）やトイレの改修（洋式化、センサー式蛇口、センサー照明、段差解消等）、非常用発電機を新たに設置し、停電等への対応が可能となりました。また、林業総合センター（指定避難所）においては、小研修室の改修（段差解消）やトイレの改修（洋式化、センサー式蛇口、センサー照明、スロープ設置等）、屋外洗濯場の整備を行い、避難所機能の向上及び避難所生活環境の改善を図りました。

その他の指定避難所においても、感染症発生時に対応できる設備や暑さ（熱中症）・寒さ対策として空調設備の導入等、必要に応じて機能の充実を図ります。



〔写真〕改修された相良村総合体育館



〔写真〕改修された林業総合センター

(3) 防災拠点における防災力の強化

『公助』としての避難所等の確保だけでなく、近くにいる人同士が助け合う『共助』による避難活動・減災行動が重要で、今回の豪雨災害時においても、こうした住民自身や周囲の人々の適切な判断と行動、協力により、犠牲者を出す事がなかったのは不幸中の幸いでした。また、熊本県が公表した「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り」においても、「自助・共助による対応」に関する改善の方向性が示されています。

【課題】自助・共助による対応

＜発災後の避難等活動の限界＞

○避難しようとした時には既に道路等が通行できず、自宅での垂直避難を余儀なくされた例があった。

○過去の経験、河川整備事業による安心感、自分は大丈夫という過信等により、防災行政無線の呼びかけ等に応じず、避難が遅れた住民がいた。

＜大雨の中での共助活動の困難＞

○住民同士で可能な限りの避難の呼びかけが行われたが、急激な水位上昇や道路の冠水、夜間避難等の危険性があったため、活動が困難な地域があった。



【改善の方向性】共助の推進のための啓発及び活動の支援

＜マイタイムラインの普及など自助に関する意識の向上＞

○住民が防災気象情報や市町村が発令する避難所情報に留意し、雨が降る前の明るいうちから予防的避難を行うよう働きかける。

○住民一人ひとりの災害時の避難行動を明確にする「マイタイムライン」の普及に取り組むとともに、マイタイムライン等を活用した住民参加型訓練を実施する。

＜自主防災活動の更なる推進＞

○地域の消防団、自治会、自主防災組織、防災士と市町村が顔の見える関係を構築し、連絡体制の整備や訓練の実施を支援するとともに、火の国ぼうさい塾等を通じて地域の防災リーダーの育成を行う。

※「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（熊本県）」を参考に村で独自整理

そこで、こうした地域コミュニティ活動の重要な拠点である地区公民館等の地域コミュニティ施設においては、設備の拡充等のハード整備を推進するとともに、自主防災活動の更なる推進を図り、総合的な防災力の強化を図ります。

(4) 情報伝達手段の強化

災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、複数の手段を有機的に組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図り、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築します。その手段の一つとして、電気やインターネット回線等の断絶に強く、持ち出し可能な防災ラジオを緊急防災・減災事業債や熊本県の球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金等を活用し、村内全世帯に導入し、災害情報伝達手段の強化を図ります。

4-2 備蓄倉庫の整備、備蓄体制の整備

令和2年7月豪雨や平成28年熊本地震のように、交通網が寸断し、長期の避難が必要となる場合に備えて、備蓄食料等を保管します。そこで、役場での備蓄食料等の保管については、今回のような大規模災害でも対応可能な備蓄量の保管場所が確保できないことから、新たに備蓄倉庫を設置し、避難者数に対応可能な量の確保を図ります。

(1) 備蓄倉庫の規模

防災ハンドブックによると、備蓄品は最低3日間必要となっており、食料の他、生活用品（毛布、敷マット、炊き出し用鍋、テント、ブルーシート、土嚢袋等）は、過去の災害での経験を踏まえた必要量確保に努めます。

なお、十島・新村地区に設置する備蓄倉庫は、最大浸水想定区域（L2）にある避難所の収容数（約354名）を想定した備蓄規模とします。

〔表〕 備蓄食料必要数

	避難者数				必要食料数	備考
1日目	354	×	3食	=	1,062食分	※柳瀬構造改善センター、新村公民館、西村公民館、十島集会場
2日目	354	×	3食	=	1,062食分	
3日目	354	×	3食	=	1,062食分	
					3,186食分	

(2) 施設の維持管理等

本村の地域防災計画において、不足物資の把握や受入体制、配分計画を規程しており、あらかじめ協定を締結した事業者等との連携体制のもと、施設運用を図ります。

4－3 防災・災害対策における男女共同参画の推進

令和2年7月豪雨等の経験を踏まえ、男女共同参画の視点を反映した地域防災力向上のために、災害発生から応急対応、復旧・復興及び防災の各段階で、性別の違いによって災害から受ける影響の違いなど、男性と女性の両方の視点を反映した対策の充実を推進し、防災対策の方針決定や地域の防災組織等への女性の積極的な参加を促進します。

〔表〕 男女共同参画の視点で想定される具体的な施策

具体的な施策	取組み内容
安心して避難できる避難所環境の整備	授乳室、更衣室の必要性や女性用品の供給等、避難時の男女のニーズの違いを踏まえた設備や、ポスター掲示等による避難所における性暴力の発生防止等、男女が共に安心して過ごせる避難所のあり方の検討と、避難所環境の整備を行います。
防災や復興に関する計画への女性の参画推進	地域防災計画、復興計画、防災対策、避難所運営等、平常時の備え・初動段階・避難生活及び復旧・復興の各段階において女性の意見を反映し、災害対策における男女共同参画を推進します。
防災組織等への女性の参加促進と人材育成	地域の防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織への女性の参加を促進します。また、地域防災の中心となって活躍する女性を増やすために、村内の自主防災組織に対して、地域防災リーダー資格取得支援によるリーダー育成や研修、講演会の開催等、人材の育成を推進します。
女性消防隊活動の推進	女性の持つ能力を活かし、住民を対象とした防火・防災・応急手当等の指導及び啓発活動等の活動を促進します。また、活動周知や隊員が参加しやすい活動に配慮し、女性の加入を推進します。

4-4 支援物資の受入・輸送体制の整備

令和2年7月豪雨の対応においては、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ、企業、ボランティア団体等から様々な支援を受けました。本村においても、県内及び県外自治体からの職員派遣や民間企業やNPO、ボランティア等の人的支援が災害対応に果たした役割は大きいものでした。

一方で、国や全国各地からの多くの支援物資の受入れにおいて、支援物資の業務知識や人員不足等により事前調整や情報把握が困難な状態となりました。また、時間の経過とともに変化する被災者及び各避難所の要望に応じた迅速な物資供給及び物資集積拠点施設の確保に苦慮しました。

そこで、今後の広域災害の対応における「受援を想定した体制整備」については、村の地域防災計画において、受援計画の策定を規程しており、応援の受入れを想定した体制整備を進めます。

〔参考〕本村の応援要請計画

「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

村単独では十分な応急対策活動が実施出来ない場合には、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日協定）に基づき、他市町村への応援要請を行う。

応援要請の内容は、以下のとおりである。

- 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- その他、特に被災市町村から要請があった事項

出典：「相良村地域防災計画 第3節 応援要請計画」より抜粋

Ⅱ．避難・応急対策活動を支える避難路の整備

4－5 安全・安心な避難路の確保

災害発生時において、第1避難所（地区公民館等）や第2・第3避難所（指定避難所）等、避難・応急対策活動を支える拠点として位置づけた場所への安全・迅速な避難活動や救命・救助活動が可能となるよう、国の都市防災総合推進事業や社会資本整備総合交付金等を活用した幅員の狭い道路の拡幅・改良や主要な村道の拡幅・改良、新たな避難路の設置等を図ります。また、森林資源を持続的に活用していくため「伐る・使う→植える→育てる」循環型林業の推進に取り組む山村地域において、森林の整備・保全を目的として森林内に設けられる林道については、物資の輸送ルートや生活道の代替としての機能を有することから、災害時には、住民の避難や被災したライフラインの復旧等に使用する代替路（避難路）として活用できます。そこで、平常時における維持管理に努めるとともに、災害時には、林道は山間部に存していることから、被害把握に多大な労力と長い期間を要するため、早期復旧及び基幹林道を整備します。

〔参考〕

避難路の定義

（避難路※¹）

- ・ 広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道
- ・ 幅員 15m以上の道路または幅員が 10m以上の緑道
- ・ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路または緑道（上記を除く）

（消防活動用道路※²）

- ・ 消防自動車が通行可能な幅員 6m以上の道路

出典：※1 避難地・避難路の大臣基準改正（国土交通省告示第767号）

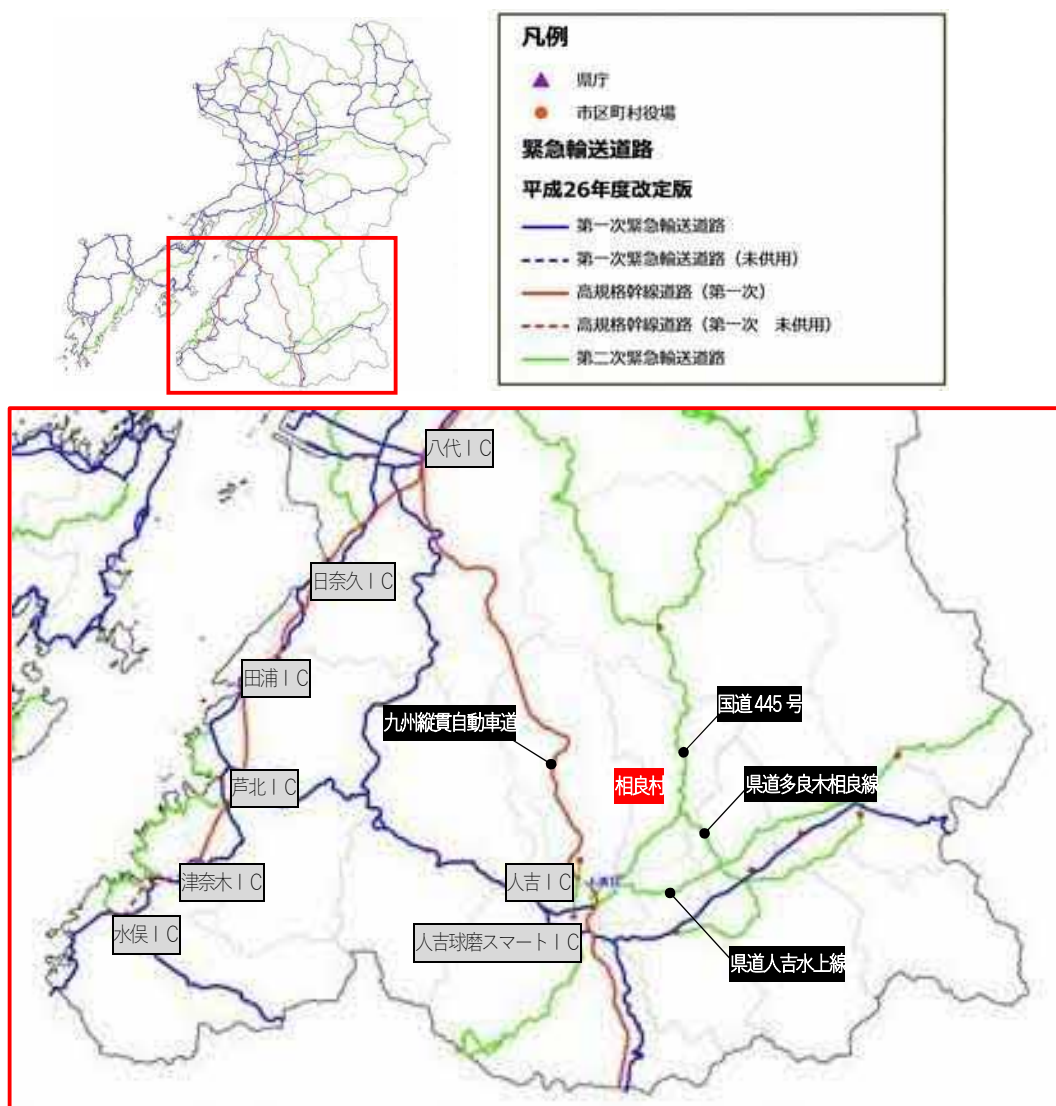
※2 地震防災施設の整備状況に関する調査 中間報告（内閣府(防災担当)、平成14年7月）

4-6 避難路ネットワークの確保・避難路の多重化

県地域防災計画において、「地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。」としており、こうした災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路を「緊急輸送道路」として位置付けています。

本村においても3路線（国道445号、県道多良木相良線、県道人吉水上線）が緊急輸送道路として位置付けられており、これら路線沿線において、災害により倒壊した場合に通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建物（＝通行障害既存耐震不適格建築物）について、県及び本村における耐震改修促進計画に基づき、建物所有者に対する指導・助言や耐震診断の支援等を行い、耐震化を促進します。

〔図〕 熊本県緊急輸送道路ネットワーク



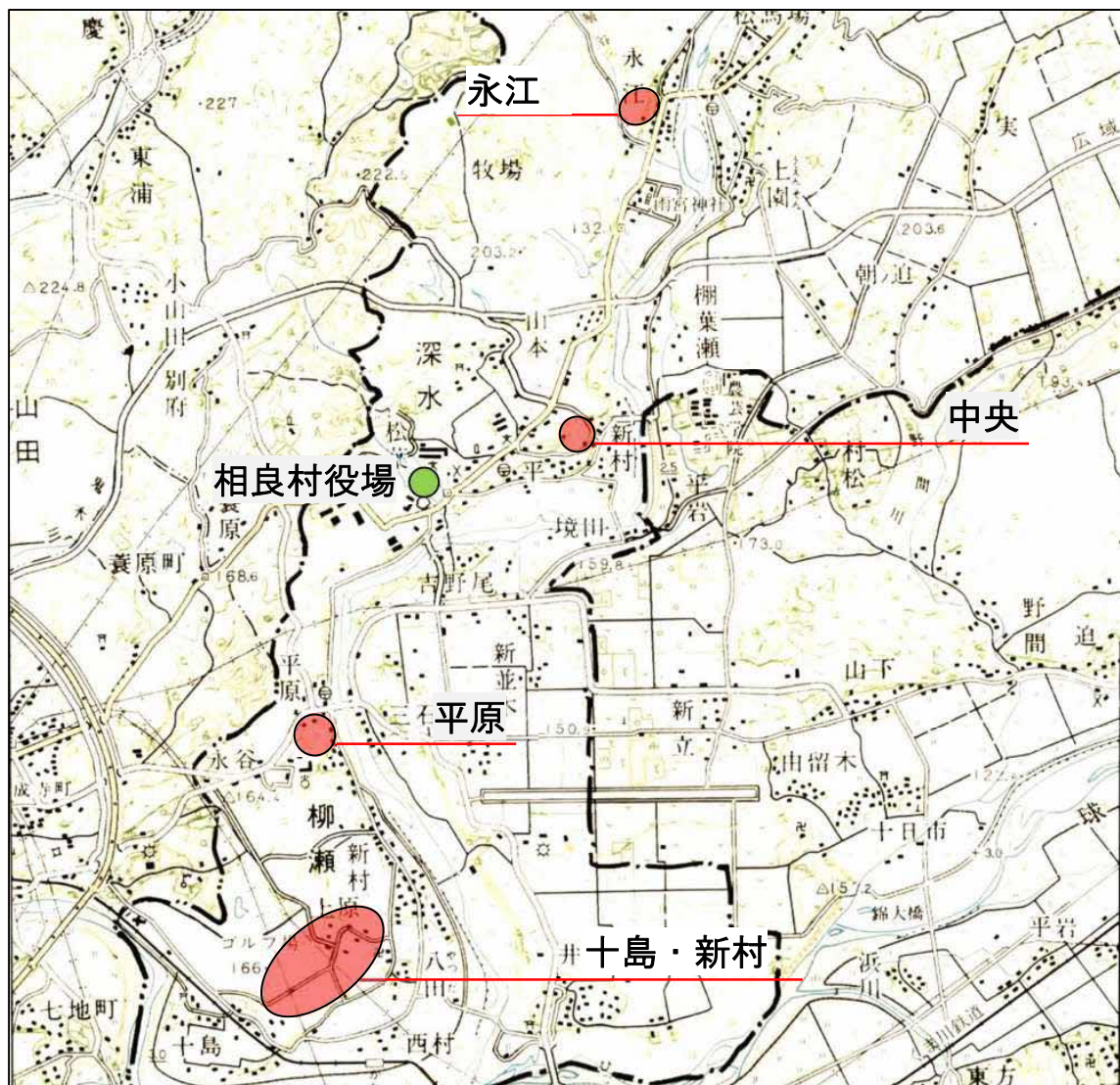
出典：熊本県HP

Ⅲ. 重点地区における事業計画

地区別住民懇談会の意見等を踏まえ、令和2年7月豪雨で浸水被害の大きかった4箇所・5地区（十島区、新村区、中央区、永江区、平原区）を重点地区として優先的に国の都市防災総合推進事業（社会資本整備総合交付金）等を活用し、避難地及び避難路整備を推進します。

なお、その他13行政区については、地区別住民懇談会において集約されたご意見等を踏まえ、事業化について検討・調整し、復興むらづくり計画の更新により弾力的な見直しを図っていきます。

4-7 全体現況図（重点地区）



凡 例	
	事業実施地区
	相良村役場

地区名	事業内容
十島・新村	避難地N=1箇所、避難路L=1,300m
中央	避難地N=1箇所、避難路L=80m
永江	避難地N=1箇所、避難路L=30m
平原	避難地N=1箇所
計	避難地：N=4箇所、避難路：L=1,410m

4－8 地区別事業計画

(1) 十島・新村地区

【令和2年7月豪雨の被災状況及び必要性】

令和2年7月豪雨において、十島・新村地区は、川辺川・球磨川の氾濫等により多くの建物が浸水し、地区内の第1避難所である柳瀬構造改善センター、新村公民館、西村公民館についても浸水したため、避難所として利用できませんでした。また、地区内で唯一自主避難所として利用された十島集会場についても浸水想定区域内にあるため、浸水被害のない安全な高台に避難地を設ける必要がありますが、その高台まで上がる道路の幅員は狭く急勾配で、安全・円滑な避難行動を阻害する要因の一つになっています。

【整備の方針及び整備効果】

十島・新村地区においては、安全な高台での避難地や、浸水想定区域からの避難路を確保するため、新たな避難地の整備や幅員の狭い道路の拡幅・改良、主要な村道の拡幅・改良、新たな避難路の設置等を図ります。

こうした取り組みにより、地域住民が安全に避難地まで確実に避難できる最短ルートが確保され、避難所利用も可能になり、防災性の向上や災害に強いむらづくり等、防災上著しい効果が期待できます。



〔図〕 浸水想定区域図・地区別整備箇所図

【避難困難者^{ゼロ}プログラム…避難困難者の解消に向けた取り組み】

現時点で想定される避難困難者・避難困難地域を解消するため、本事業に取り組みます。次のとおり、十島・新村地区の避難困難者0プログラムを整理します。

地区面積 (ha)	地区人口 (人)	現時点の避難困難者数 (人)	事業後の避難困難者数 (人)	備考
約 242	439	439	0	避難世帯数 167 世帯 車中泊用駐車スペース 2,084 m ² ≦新たな避難場所(約3,600 m ²) ※新たな避難地には備蓄倉庫、 東屋等設置予定



〔写真〕 事業予定地（十島・新村地区）

(2) 中央地区

【令和2年7月豪雨の被災状況及び必要性】

令和2年7月豪雨において、中央地区は、川辺川（境田橋付近）の氾濫等により多くの建物が浸水しました。幸い、地区内の第1避難所である構造改善センターは浸水を免れましたので、避難所として利用することはできましたが、敷地が狭く、炊き出しや屋外活動のスペースがなく、また、車で避難する地区住民の受入れが困難でした。さらには、浸水したエリアから避難所に上がる道路は幅員が狭く急勾配で、安全・円滑な避難行動を阻害する要因の一つになっていました。

【整備の方針及び整備効果】

中央地区においては、既存の構造改善センターの屋外スペースや、浸水想定区域からの避難路を確保するため、新たな避難地の整備や幅員の狭い道路の拡幅・改良、新たな避難路の設置等を図ります。

こうした取組みにより、地域住民が安全に避難地まで確実に避難できる最短ルートが確保され、避難所利用も可能になり、防災性の向上や災害に強いむらづくり等、防災上著しい効果が期待できます。



〔図〕 浸水想定区域図・地区別整備箇所図

【避難困難者^{ゼロ}プログラム…避難困難者の解消に向けた取組み】

現時点で想定される避難困難者・避難困難地域を解消するため、本事業に取り組みます。次のとおり、中央地区の避難困難者0プログラムを整理します。

地区面積 (ha)	地区人口 (人)	現時点の避難困難者数 (人)	事業後の避難困難者数 (人)	備考
約 150	436	35	0	避難世帯数 13 世帯 車中泊用駐車スペース 166 m ² ≦新たな避難場所(約 800 m ²) ※新たな避難場所は、避難困難者(自家用車利用)の他、その他の方々の駐車場としても活用を想定



〔写真〕 事業予定地（中央地区）

(3) 永江地区

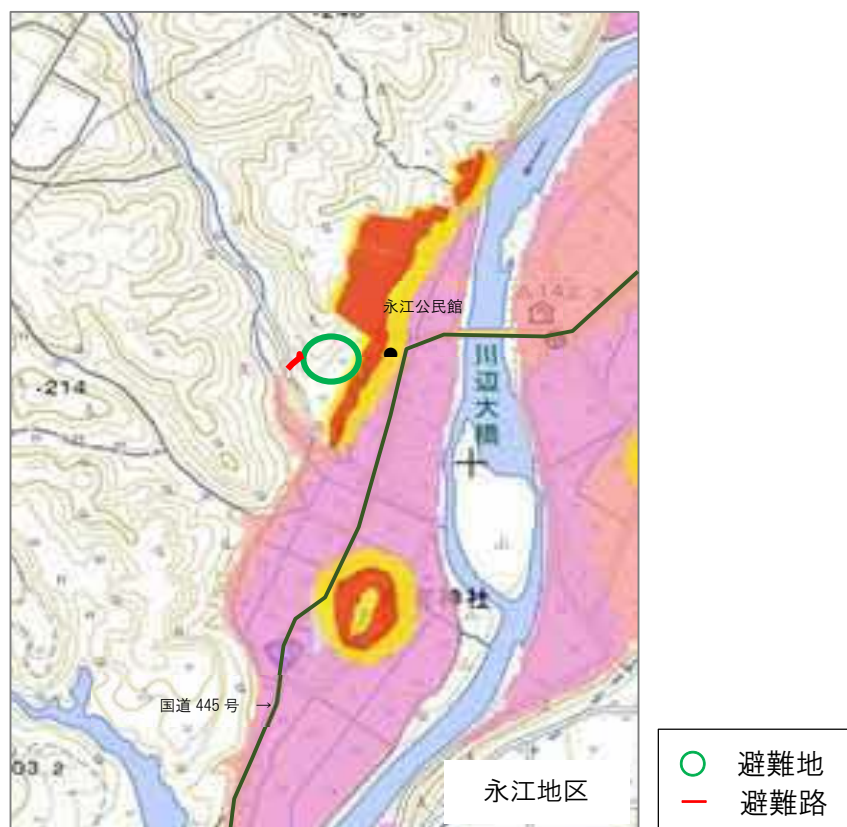
【令和2年7月豪雨の被災状況及び必要性】

令和2年7月豪雨において、永江地区は、川辺川（川辺大橋付近一帯）の氾濫等により、地区の多くの建物が浸水し、地区内の第1避難所である永江公民館については周囲が冠水し、避難所として利用できませんでした。また、地区内には一時的に避難する浸水区域外の安全な場所がなく、自宅での垂直避難や遠方への避難を余儀なくされたケースが数多くありました。

【整備の方針及び整備効果】

永江地区においては、安全な高台での避難地や、避難地へのアプローチ道路を確保するため、新たな避難地の整備や新たな避難路の設置等を図ります。

こうした取組みにより、地域住民が安全に避難地まで確実に避難できる最短ルートが確保され、避難所利用も可能になり、防災性の向上や災害に強いむらづくり等、防災上著しい効果が期待できます。



〔図〕 浸水想定区域図・地区別整備箇所図

【避難困難者^{ゼロ}プログラム…避難困難者の解消に向けた取組み】

現時点で想定される避難困難者・避難困難地域を解消するため、本事業に取り組みます。次のとおり、永江地区の避難困難者0プログラムを整理します。

地区面積 (ha)	地区人口 (人)	現時点の避難困難者数(人)	事業後の避難困難者数(人)	備考
約 275	212	212	0	避難世帯数 81 世帯 車中泊用駐車スペース 1,007 m ² ≦新たな避難場所(約2,000 m ²) ※新たな避難場所は、避難困難者の他、その他の方々の 駐車場としても活用を想定



〔写真〕 事業予定地（永江地区）

(4) 平原地区

【令和2年7月豪雨の被災状況及び必要性】

令和2年7月豪雨において、平原地区は、川辺川の氾濫により村道平原十島線及び村道大曲線において冠水及び路肩崩壊が発生し、地域住民の避難行動の支障となりました。また、地区内にある第1避難所となっている平原舟場公民館においても、接続する村道の冠水及び敷地内の駐車スペース不足等により避難所としての利用ができなかったため、当地区内の中心的な場所に災害に対する安全対策を講じ、避難地を設ける必要があります。

【整備の方針及び整備効果】

本箇所は最大浸水想定区域（L2）に含まれているため、避難地として嵩上げをすることで、地域住民が迅速に安全な場所へ避難できるようになり、また、同敷地内において、応急仮設住宅の部材を活用したコミュニティ施設を整備することで、一時的な避難生活も可能となるため、防災性の向上や災害に強いむらづくり等、防災上著しい効果が期待できます。



〔図〕 浸水想定区域図・地区別整備箇所図

【避難困難者^{ゼロ}0プログラム…避難困難者の解消に向けた取り組み】

現時点で想定される避難困難者・避難困難地域を解消するため、本事業に取り組みます。次のとおり、平原地区の避難困難者0プログラムを整理します。

地区面積 (ha)	地区人口 (人)	現時点の避難困難者数 (人)	事業後の避難困難者数 (人)	備考
約 87	282	183	0	避難世帯数 70 世帯 車中泊用駐車スペース 869 m ² ≤新たな避難場所 (約 870 m ²)



[写真] 事業予定地（平原地区）

Ⅳ. 住まい・コミュニティの再建

4－9 建設型仮設住宅の利活用及び買取型災害公営住宅の整備

(1) 建設型仮設住宅の利活用

今回の災害に伴い、災害援助法第2条に基づき、建設型仮設住宅を整備しております。これら仮設住宅の供用期間終了後、松葉仮設団地については、熊本県から村に譲渡され、引き続き村有住宅（被災者の住まいの再建先等）として活用します。

また、運動公園仮設団地については解体後、地域コミュニティ施設整備等の部材として再利用を検討していきます。

〔表〕建設型仮設住宅について

区分	計
建設型仮設住宅	24 戸
松葉仮設団地	16 戸
運動公園仮設団地	8 戸



〔写真〕地域コミュニティ施設としての活用事例（熊本県御船町）

(2) 災害公営住宅の整備

本村では、高齢者等の自力再建が困難な被災者を支援するため、被災者の意向等を考慮し、村有地に2戸の災害公営住宅（西原団地）を令和4年度中に整備します。整備にあたっては、熊本県災害公営住宅等整備基本理念に示されている3つの視点（「あんしん」「あたたかさ」「ふれあい」のある住宅）により進めます。



〔図〕災害公営住宅のイメージ

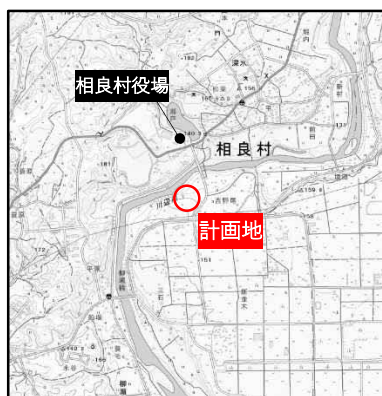
4-10 安心安全な居住地の確保

今後、様々な復興まちづくり事業のメニューの中から、各地区・各集落の実情や住民の意向に沿った最適な手法の組み合わせについて検討を進めていくこととなりますが、球磨川水系流域治水プロジェクト等に基づく治水対策による越水・浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれています。

そこで本村においては、災害リスクのある浸水区域での再建ではなく、より安心安全な場所での早期再建を後押しするため、浸水区域外移転促進支援補助制度の充実とあわせて、村が事業主体となり浸水等の災害リスクがない場所で宅地造成事業を実施し、安心安全な居住地（宅地）の確保及び提供（分譲）を行います。また、今回の宅地造成事業においては総合戦略の施策である「移住・定住の促進」を図ることも目的としています。



〔写真〕 宅地造成事業計画地



〔図〕 宅地造成事業計画地 位置図及び概略イメージ

4-11 自主防災組織に対する更なる活動支援

(1) 令和2年7月豪雨発生前までの取組み

熊本県が公表した「令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り」によると、地域の防災活動の要となる自主防災組織の組織率は、平成24年度（2012年度）時点で57%であり、全国平均（77.4%）に比べて大幅に低かったため、同組織の設立支援事業や地域の防災リーダー育成等に重点的に取り組んだ結果、平成31年（2019年）4月時点の組織率が83.6%にまで上昇する等、地域の防災活動を推進するための体制の整備は着実に進んできていました（本県の自主防災組織率94.0%）。

〔図〕 自主防災組織率の推移



出典：令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（令和3年7月9日公表）

(2) 令和2年7月豪雨発生時の状況

こうした状況の中、令和2年7月豪雨が発生しましたが、県によるこれまでの体制整備の活動が功を奏し、以下に示す地区での円滑な活動例がありました。

【呼びかけ避難】

- ・ 水位の上昇に気付いた住民が地区の全戸を訪問し、避難を呼び掛けた。（相良村十島・西村地区）
- ・ 自宅前の川が増水していることに気づき、防災無線で避難の呼びかけを行った。また、避難行動要支援者のもとに駆け付け、説得し避難所まで誘導した。（球磨村吐合地区）
- ・ 区長により、電話で全世帯へ避難の呼び掛けが行われた。（八代市坂本町荒瀬地区）

2/
26(金)

人命を守った行動 に感謝を

水防功労者国土交通省
九州地方整備局長表彰伝達式



表彰状を受け取る西村さん(写真左)

7月豪雨で避難を呼びかけ人命を救ったとして、国土交通省八代河川国道事務所から、西村俊則さん(十島)に水防功労者国土交通省九州地方整備局長表彰が伝達されました。同表彰は、九州管内で水防に関して著しい功績があり模範になる団体や個人に贈られるもの。服部八代河川国道事務所長が「何度も避難を呼び掛け、命を守る活動をしていただきありがとうございました」とあいさつ。西村さんは「今回の水害は私自身も恐怖心が残っている。犠牲者が出なかったのは本当に良かった」と謝辞を述べられました。



豪雨災害の功績に感謝
12月4日(金)相良村役場
応接室で、吉松村長から
西村俊則さん(十島)に感
謝状が贈られました。西
村さんは、地区内の水路か
ら球磨川に排水する樋門
管理を30年されており、
令和2年7月豪雨では午
前4時から十島区の各家
に避難の呼びかけを行わ
れました。特別警報発令
後の午前6時、再度呼び
かけを行いました。集会
所に避難した住民を確認
したあと、逃げ遅れた1人
を消防団の協力を得てゴ

ムボートで救助しました。
吉松村長から「西村さんの
呼びかけがなかったら、人
的被害が出ていただろう。
尽力されたことに感謝。
村民を代表し、お礼を申し
上げます」と感謝状が贈ら
れました。西村さんは「感
謝状をいただきありがた
い。西村さんのおかげで、
体が不自由だけど逃げる
ことができた。ありがとう
といってもらえた。今後
も地区のみなさんと一緒
に頑張っていきたい」と述
べられました。

〔記事〕 十島・西村地区における取組みに対する表彰

出典：左) 広報さがら 2021 年 4 月号 右) 広報さがら 2021 年 1 月号



国土交通大臣表彰を受け取った田山団長(中央)

相良村消防団へ伝達
水防功労者人命の安全確保など尽力
国土交通大臣表彰
令和2年度水防功
労者国土交通大臣表彰の
伝達式が12日、相良村
役場で行われ、昨年の
7月豪雨で人命の安全
確保と被害軽減に努め
た同村消防団が表彰を
受けた。
北町、相良村の消防団

が表彰された。
同村消防団は、昨年
7月3日から31日にか
けて、延べ634人が
土のうを使った水防活
動、河川等の警戒巡
視、排水活動、住民の
避難誘導などに従事。
柳瀬地区では入の救
助を行うなど多大な貢
献をした。
伝達式は、午後3時
から同村役場1階の応
接室で行われ、国土省
八代河川国道事務所の
渡邊繁城副所長が田山
時徳団長に表彰状と記
念品を手渡し、「相良
村では一人として人的
な被害が出なかった。
自らの危険を顧みず水
防活動を行っていたた
き頭が下がる思い」と
たたえた。
田山団長は「村民の
生命と財産、安全、安
心を守るため訓練を重
ねていく」と謝辞。古
松啓一村長は「人的被
害がなかったのは消防
団の活動のおかげ。今
後も頑張っていきた
い」と述べた。

〔記事〕 相良村消防団における取組みに対する表彰

出典：日刊人吉新聞 2021 年 4 月 14 日

【避難所対応】

- ・ 自主防災組織において避難所を開設（上四浦集落センター、大谷公民館、十島集会場、構造改善センター、境田構造改善センター、夜狩尾生活改善センター）し、運営を行った。

【救助】

- ・ 住民保有のボートで救助し、避難させた。（八代市坂本町藤本地区）

出典：令和2年7月豪雨における災害対応の振り返り（令和3年7月9日公表）

村役場・消防・警察等の「公助」は、今回の豪雨災害のような大規模災害になると手が回らなくなることがあります。このような場合には、ご近所同士による助け合い「共助」が重要になります。もちろん、事前に避難地や避難路を確認したり、浸水に備えた嵩上げや建て方の工夫をしたりする等といった「自助」も大切です。「公助、共助、自助」が各々力を発揮することで、被害を小さくすることができます。

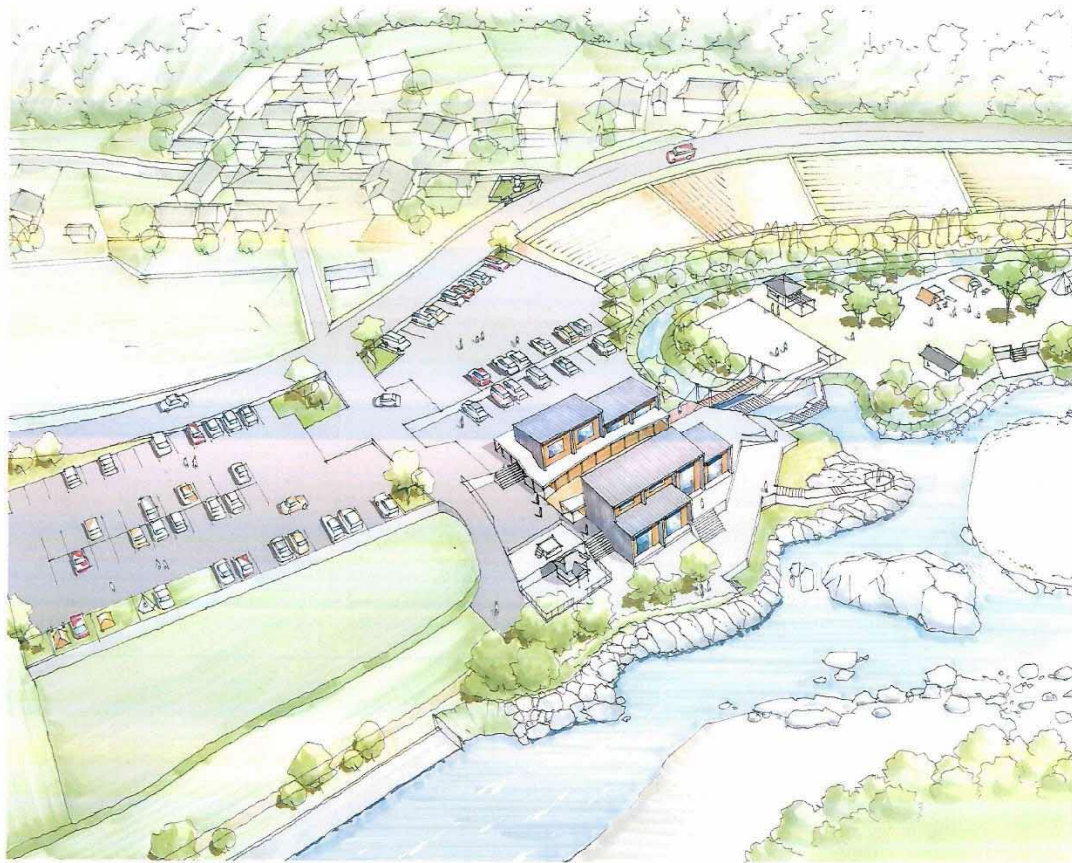
自主防災組織は、地域の人材（消防団、民生委員等）を活用し、自治会単位での助け合い「共助」を素早く、効果的に行うために作るものです。そこで、自主防災組織を中心とした地域防災体制の強化を図り、災害後の初動体制や緊急時の迅速な対応を行うため、①消防団や自主防災組織の組織強化・育成、②今回の経験を活かした地域防災訓練の実施、③ハザードマップを活用した自主防災組織独自の地区防災計画の検討等を支援します。



V. 相良村の魅力を活かした地域活性化の推進

4-12 川辺川魅力創造事業による新たな交流拠点の整備

川辺川の魅力を村内外に発信し、川辺川を中心とした周辺自然環境を活かした取組みを令和2年7月豪雨からの復興を後押しする地域活性化事業として展開します。具体的には、川及び自然を直接的に楽しむ体験型施設（鮎ヤナ場、キャンプ場等）や、川辺川のみならず相良村の魅力を発信し村内外の人が交流できる拠点施設として、カフェ、特産物販売所、相良茶研究所、情報発信室、伝統文化体験、川ガイド拠点所、管理棟等を整備していきます。また、こうした取組みを進めるにあたり、地域住民及び関係者での話し合いの場として「相良村魅力創造会議」を設置し、民間事業等のノウハウを活用した持続可能な運営展開のあり方等についても協議します。



〔図〕 川辺川魅力創造事業による新たな拠点整備イメージ

4-13 地域活性化の基盤強化となる「さがらムーブ」プロジェクトの推進

まち・ひと・しごと創生「総合戦略」に基づき、住民及び移住者等が住み続けたいと思える村・元気あふれる村にするため、地域活性化の基盤強化となる取組みであるプロジェクト「さがらムーブ」を次のとおり推進します。

①産業支援

意欲ある住民及び村内事業者を対象に商品開発、広報戦略、空間整備等について課題や希望に添ってプログラムを構築する。

②広報戦略

本村にまつわる多様な情報を掘り起こし、仕込み、SNSを含む複数のメディアを活用し、魅力的な編集及び発信を行う。

③移住定住

お試し居住、空き家リノベーション、ワーキングステイ等の仕組みを構築及び受入れ体制を整備する。

④人材育成

官民を超えた人材発掘、育成のためのプログラムとして、産業支援や移住定住の支援の中で、テーマやノウハウの共有と連携を図るための体制を整備する。



〔図〕「さがらムーブ」のテーマコンセプト

4-14 事業スケジュール

事業区分	地区名	事業スケジュール							
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
復興計画策定	村全域								
(その1) 避難・応急対策活動を支える拠点の整備									
復興まちづくり計画策定	村全域								
安全・安心な避難場所の確保、防災力の強化 …避難所・避難地、防災設備（備蓄倉庫）	十島・新村							事業調整	事業調整
	中央							事業調整	事業調整
	永江							事業調整	事業調整
	平原							事業調整	事業調整
	その他地区	※地区別住民懇談会等において集約されたご意見等を踏まえ、事業化について検討・調整							
防災・災害対策における男女共同参画の推進	村全域		計画策定						
支援物資の受入・輸送体制の整備、受援体制の整備	村全域	検証							
(その2) 避難・応急対策活動を支える避難路の整備									
安全・安心な避難路の確保 …避難路	十島・新村							事業調整	事業調整
	中央							事業調整	事業調整
	永江							事業調整	事業調整
	その他地区	※地区別住民懇談会等において集約されたご意見等を踏まえ、事業化について検討・調整							
避難路ネットワークの構築・複数の避難路確保	村全域								
(その3) 住まい・コミュニティの再建									
応急仮設住宅の利活用	松葉・平原	入居開始							
災害公営住宅の整備	松葉	検討	業者選定	工事					
宅地造成事業	並木野		設計	工事	分譲開始				
自主防災組織の活動に対する更なる支援	村全域	災害対応							
(その4) 相良村の魅力を活かした地域活性化の推進									
川辺川魅力創造事業の推進	—								
地域活性化の基盤強化となる「さがらムーブ」プロジェクトの推進	村全域								

※事業スケジュールについては随時見直しを行います。

第5章 計画の実現・推進に向けて

5-1 推進体制の構築

復旧・復興計画や本計画に位置づける各種施策の実効性・有効性を高めるとともに、新たな災害に備えた的確な避難・応急対策活動の実施に向け、住民や各種関係団体、事業者等とも連携した推進体制の構築に努めます。

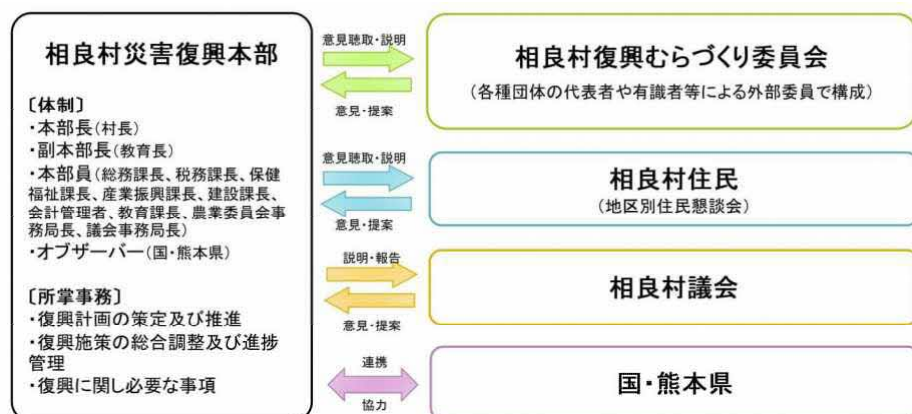
(1) 住民や各種団体、事業者等との連携

今回の災害での経験を踏まえ、自助・共助を促進し、地域防災力の向上を図ることが重要で、具体的には、各地区公民館を拠点とした自主防災組織の育成や防災教育・研修の開催、共同炊き出し訓練の実施、総合防災マップを活用した地区内での避難訓練の実施、地区防災計画の検討支援等、住民の防災意識向上や災害時の実践的な対応力向上につながるようなソフト施策を展開します。

事業者に対しては、食料の調達や支援物資の仕分け・輸送、避難所運営・避難生活支援、医療・救護活動等、多様な場面を想定した協定の締結等を通じ、災害時の協力体制の整備を図ります。

(2) 推進体制

住民と村が主体となり、国・県、大学及び関係機関と協働で復旧・復興に取り組めます。また、住民の「思い」や「願い」を計画に反映できるよう、随時「地区別住民懇談会」を開催し、住民に寄り添い、住民の思いを大切にしたいむらづくりに取り組めます。



〔図〕 推進体制

(3) 庁内連携

本計画に基づく各施策の実施にあたっては、総務課を中心として、庁内各部署間における連携や協力、情報の提供・共有を積極的に進めます。

5－2 計画の進行管理

本計画策定後、未定部分については、その実現の可能性について引き続き検討するものとし、実施予定の施策については、PDCA※サイクル（計画・実行・評価・改善）による計画の進行管理及び定期的な進行管理により、必要に応じて個別施策や計画全体の見直しを行うことで、災害復興に向けて着実に前進します。

※PDCA: マネジメントサイクルの1つ。計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の順にプロセスを実施していくもの。改善(Act)は評価(Check)の結果により、当初の計画達成にむけての改善策かを検討し、計画、実行の見直しを行っていく。これらのプロセスを順に繰り返す(スパイラルアップ)ことにより、継続的な改善活動を推進する手法。



〔図〕PDCAサイクルの概念図

5－3 復旧・復興に向けた各種財源の確保

本村においては、都市防災総合推進事業をはじめとした国・県の財政支援措置について、積極的な活用を図り、住まいの再建や公共施設・地域コミュニティ施設の復旧等、被災地や被災者ニーズに対して、地域の特性も加味しながら、きめ細かに対応します。

その際に、各施策の緊急性、投資効果、後年度の財政負担等にも十分検討・留意したうえで取り組むものとします。

5-4 次なる災害に備えた事前準備の取組み

令和2年7月豪雨における復興計画策定段階では、「基礎情報の収集・整理」、「計画の調整、関係者及び関係機関等との調整」と「地元合意形成の困難さ」、そして「仮設住宅用地、生活環境の確保の困難さ」等の課題があることを強く認識しました。

今後も、南海トラフ型地震が発生するおそれがあり、また、気象庁が実施した将来予測においても、更なる大雨リスクの増大が懸念されています。

本村では、今回の令和2年7月豪雨からの復旧・復興の取組みを通じて、多くの経験をし、知見を得ました。今後、この経験・知見を活かして、「復興事前準備」に取り組むことは極めて重要であると考えます。地域防災計画に「復興事前準備」の取組みを位置づけることにより、今後大規模災害が発生したときに、初動が早まり、人材や経験が不足していても効率良く対応することが可能となります。

復興事前準備の5つのポイント

体制

復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎 データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

〔図〕復興事前準備の5つのポイント

出典：国土交通省HP

相良村復興むらづくり計画

令和4年3月

編集・発行

相良村総務課

〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500 番地 1

TEL:0966-35-0211 / FAX:0966-35-0011

URL <https://www.vill.sagara.lg.jp/>

(作業協力)

玉野総合コンサルタント株式会社